



涌谷町

第4期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月
涌谷町

目次

第1部 総論	1
第1章 計画策定に当たって	3
第2章 障害のある人を取り巻く状況	9
第3章 計画の基本的な考え方	31
第2部 障害者計画	35
基本目標1 認め合い、共に生活するまち	37
基本目標2 自分らしく、いきいきと生活できるまち	43
基本目標3 安全で安心して生活できるまち	50
第3部 障害福祉計画	61
第1章 障害福祉計画について	63
第2章 前計画における成果目標の達成状況	64
第3章 本計画における成果目標	68
第4章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策	76
第5章 地域生活支援事業の推進	92
第4部 障害児福祉計画	103
第1章 障害児福祉計画について	105
第2章 前計画における成果目標の達成状況	106
第3章 本計画における成果目標	107
第4章 障害児支援の量の見込みと確保の方策	108
第5部 計画の進行管理	113
第1章 計画進行管理	115
第2章 計画の推進における連携	116
資料編	117

第1部 総論

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨・背景

これまでの国における障害福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成21年12月に、政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに法整備や様々な施策が推進されてきました。

平成23年の障害者基本法[※]の改正では、日常生活や社会生活のなかで障害のある人がその障害や社会的障壁[※]によって受ける制限を取り除くために、可能な限り合理的な配慮を行うように定められ、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法[※]）が制定され、平成30年4月には改正障害者総合支援法が施行されました。また、平成25年には、障害者就労施設などが供給する物品などに対する需要の増進を図るため「障害者優先調達推進法」が施行されました。

雇用の分野においては、障害のある人への雇用に関する差別禁止を推進するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を制定されました。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。

こうした中、障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画（第4次）」が平成30年4月に策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加への支援施策の推進が図られています。

また、平成30年4月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、新たに「市町村障害児福祉計画」を定めることとなりました。

その後も、令和5年3月には「障害者基本計画（第5次）」が策定され、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」ことが示されています。

こうした国の動きに対し、涌谷町（以下、本町という）では、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる涌谷の実現」を基本理念とする「涌谷町障害者プラン」を平成30年に策定し、その実現に向けた取組を推進してきました。また、一体的に策定した「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が令和2年度に計画期間を終了し、令和3年度には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの基盤整備と適切な利用の促進を図っているところです。

「涌谷町障害者プラン」及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の両計画が令和5年度で計画期間を終了することから、これまでの計画の進捗状況などを確認し、国の指針や県の計画、近年の制度改革などを踏まえつつ、共生社会の実現に向け、新たに「第4期障害者計画」及び「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

※ 障害者基本法：「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念に則り、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めている法律です。

※ 社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

※ 障害者総合支援法：障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目的とした法律。地域生活支援事業による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されています。

第2節 計画の位置付け・関連計画との整合

(1) 第4期障害者計画（障害者基本法 第11条 第3項）

障害者計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに市町村の現状を踏まえて策定するものです。

(2) 第7期障害福祉計画（障害者総合支援法 第88条 第1項）

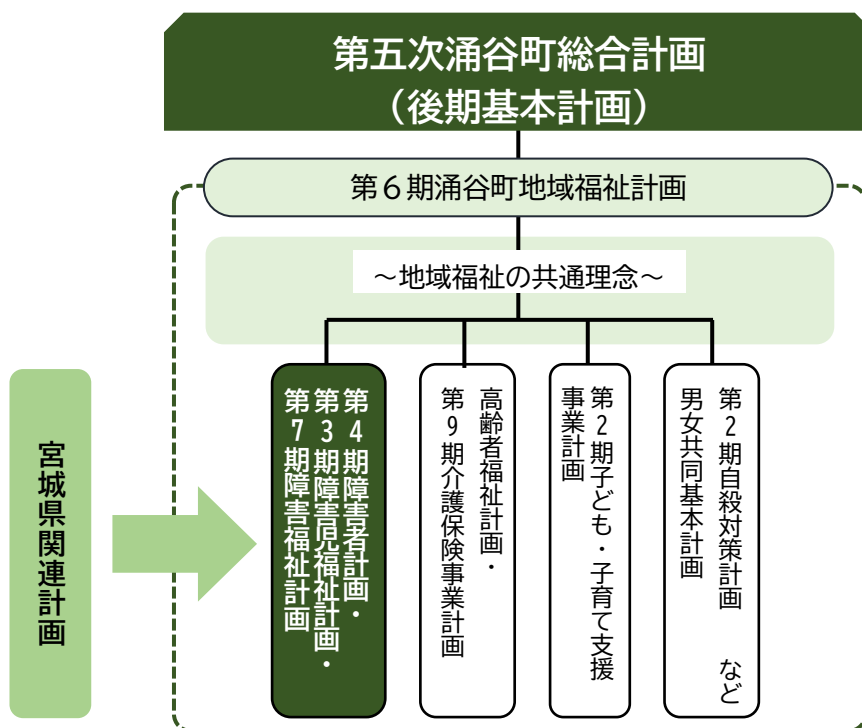
第7期障害福祉計画は、「障害者総合支援法」における「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策などを示すものです。

(3) 第3期障害児福祉計画（児童福祉法 第33条の20 第1項）

第3期障害児福祉計画は、平成28年に成立・公布された改正児童福祉法第33条で地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示すものです。

(4) 関連計画との整合

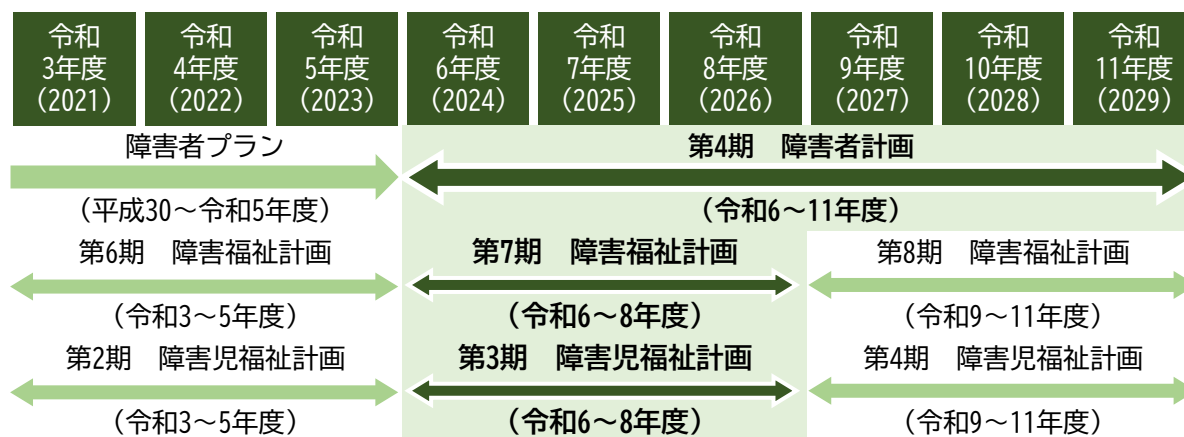
本町では、計画期間を令和4年度～令和7年度とする「第五次涌谷町総合計画-後期基本計画-」を策定しています。本計画は「第五次涌谷町総合計画-後期基本計画-」における保健福祉分野の施策大綱「健康長寿に向けたまちづくり」に向けた分野別計画の一つとして策定しました。また、「第6期涌谷町地域福祉計画」を上位計画に位置付けるとともに、「涌谷町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」などの関連計画や、県が策定する計画との整合性をとりながら、計画策定を進めました。



第3節 計画期間

第4期障害者計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直しなどが行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、いずれも令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害、難病など、発達障害[※]、高次脳機能障害[※]など、障害者手帳の有無にかかわらず、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。

なお、共生社会の実現のため、すべての町民の理解と協力が必要となることから、本計画の直接の対象は「障害のある人」自身ですが、全町民を対象とします。

第5節 策定体制

(1) 涌谷町障害者自立支援協議会[※]計画策定部会による協議

地域特性に応じた計画とするために、町民、福祉団体の代表者、学識経験者、公共的団体の代表者などで構成する「涌谷町障害者自立支援協議会計画策定部会」による協議を行います。

(2) アンケート調査

障害のある人の状況や困りごと、ニーズなどを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、町内在住の障害者(児)などを対象にアンケート調査を実施しました。

※ 発達障害:人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいいます。

※ 高次脳機能障害:交通事故や脳血管疾患などにより脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に障害を抱え生活に支障を来すことを指します。

※ 地域自立支援協議会:市町村における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村が運営に当たる機関です。

(3) 事業所調査

障害福祉サービスの利用状況や地域課題、サービス提供事業者の意向などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、サービス提供事業所などに対してヒアリングシートを配布し調査を実施しました。

(4) 住民意見の公募（パブリックコメント）

計画の策定内容に関して、町内の住民に広く周知を図るとともに、住民の皆さまからご意見をいただくため、令和6年2月頃を目途に意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

第6節 法改正等の動き

(1) 障害者施策をめぐる法改正等

前計画策定以降の主な法改正などについては、以下のとおりです。

年	国	宮城県
平成30年度(2018)	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）（平成30年法律第47号）	みやぎ障害者プラン
令和2年度(2020)	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）	
令和3年度(2021)	<ul style="list-style-type: none">・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年法律第81号）	
令和4年度(2022)	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年法律第50号）	
令和5年度(2023)	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）	

(2) 障害福祉計画及び障害児計画に係る基本指針の見直し

本計画の作成に当たり留意すべき事項となる、新たに国から示された基本指針の主な改正内容は以下のとおりです。

項目	主な内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者などへの支援など、地域のニーズへの対応 ・強度行動障害を有する障害者などへの支援体制の充実 ・地域生活支援拠点などの整備の努力義務化 ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・グループホームにおけるひとり暮らしなどの希望の実現に向けた支援の充実
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者などの相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における年齢に応じた重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・地方公共団体における医療的ケア児などに対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村におけるペアレントトレーニング[※]など家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進 ・強度行動障害やひきこもりなどの困難事例に対する助言などを推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化などに向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所などにおける虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画などとの連携及び市町村による包括的な支援体制の構築の推進

※ ペアレントトレーニング：護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチです。

項目	主な内容
⑨障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討 ・ 都道府県による相談支援専門員などの養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者などの意思決定支援ガイドラインなどを活用した研修などの実施
⑩障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの導入などによる事務負担の軽減など ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者などの研修修了者数などを活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉DBの活用などによる計画策定の推進 ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者などのニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成などの促進
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画などの策定時における難病患者、難病相談支援センターなどからの意見の尊重 ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間の柔軟化 ・ サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

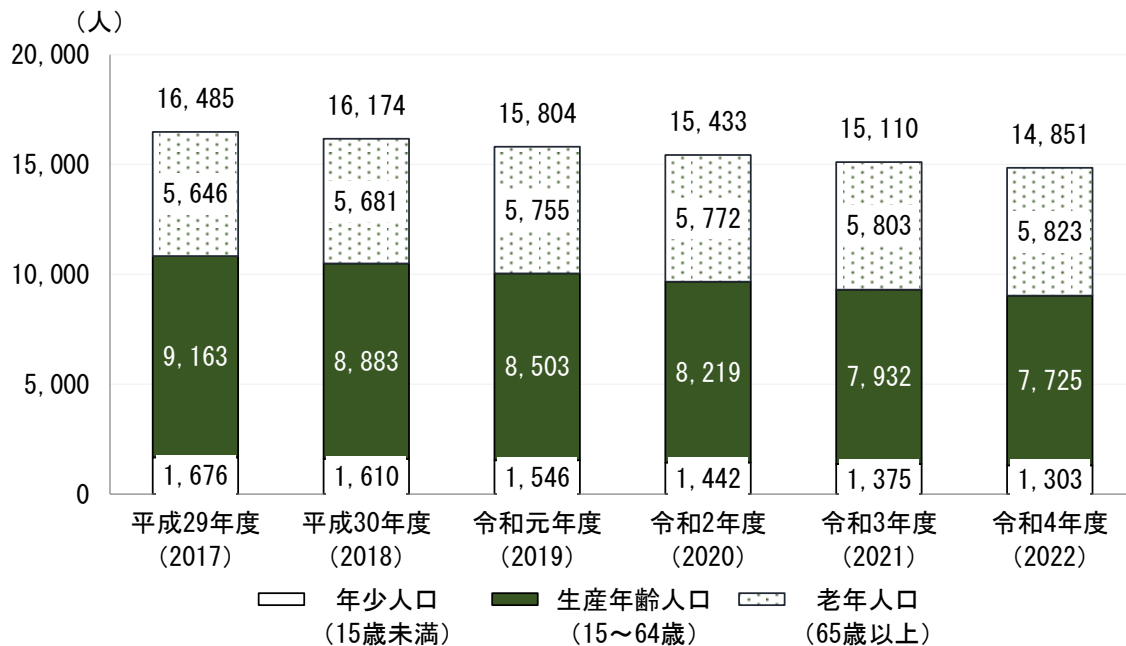
第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 総人口

住民基本台帳における本町の令和4年度末の総人口は14,851人となっています。総人口は減少が続いており、平成29年度末から令和4年度末にかけて1,634人(9.9%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口は373人(22.3%)、生産年齢人口は1,438人(15.7%)ともに減少、老年人口は177人(3.1%)増加しています。高齢化率も年々上昇しており令和4年度末の高齢化率は39.2%となっています。

■総人口（年齢3区分）の推移



区 分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	
総人口 (人)	16,485	16,174	15,804	15,433	15,110	14,851	
年 齢 別	年少人口 (人)	1,676	1,610	1,546	1,442	1,375	1,303
	構成比 (%)	10.2	10.0	9.8	9.3	9.1	8.8
	生産年齢人口 (人)	9,163	8,883	8,503	8,219	7,932	7,725
	構成比 (%)	55.6	54.9	53.8	53.3	52.5	52.0
	老年人口 (人)	5,646	5,681	5,755	5,772	5,803	5,823
	構成比 (%)	34.2	35.1	36.4	37.4	38.4	39.2

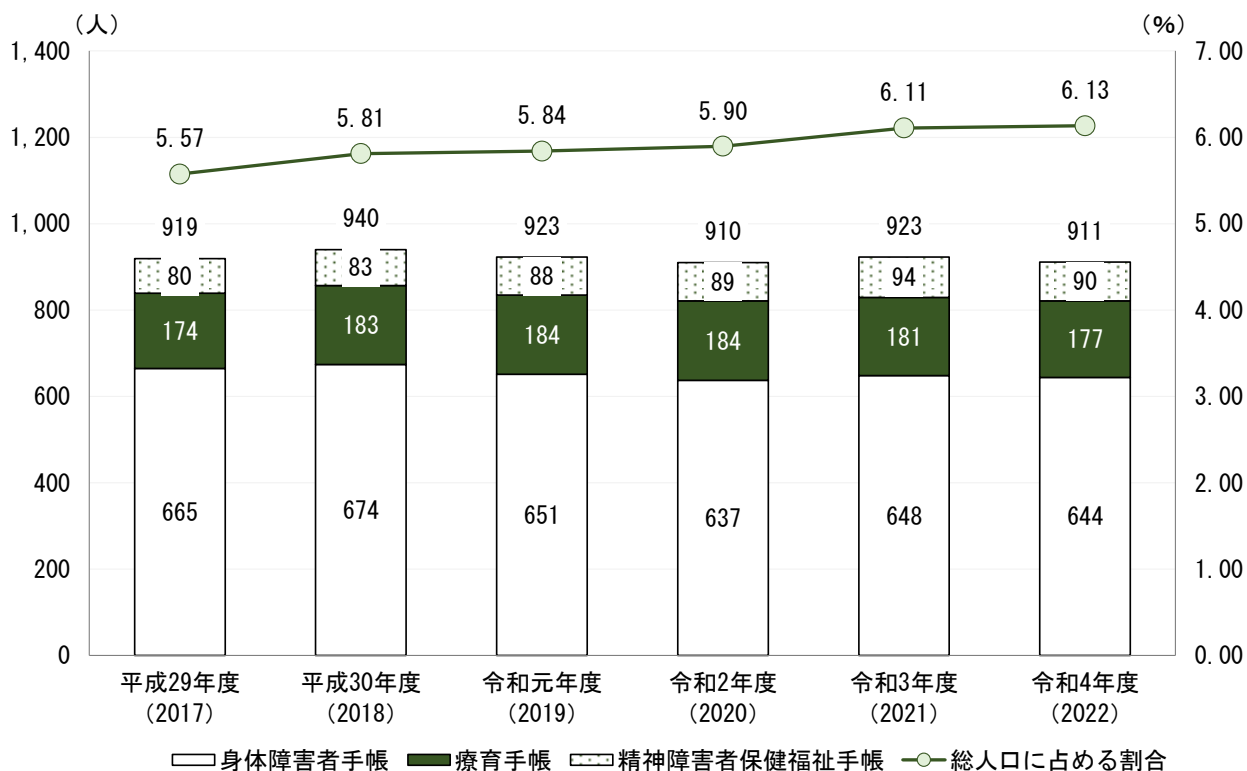
資料：住民基本台帳（各年度末）

第2節 障害や病気によって支援が必要な人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増減しながら推移し、令和4年度末には911人となっています。手帳所持者の増減に対して、総人口の減少が大きいいため、総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は上昇傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末）

(2) 身体障害者手帳※所持者の状況

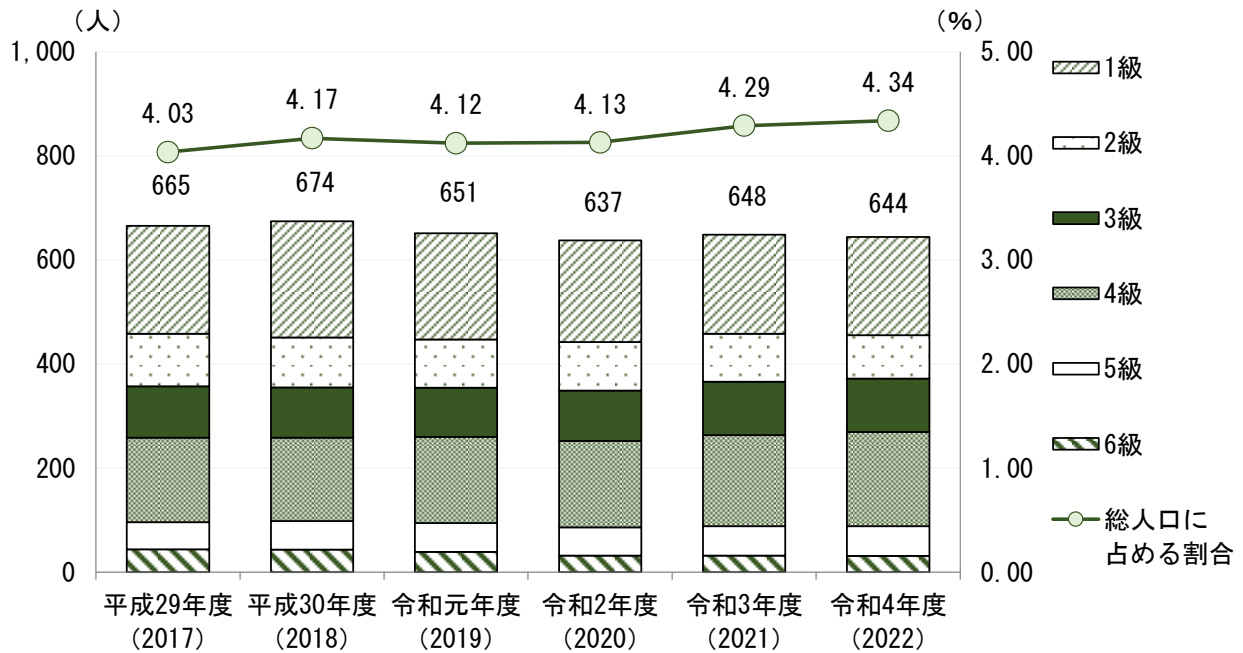
① 年齢別・等級別

身体障害者手帳所持者数は、平成29年度末から令和4年度末にかけて21人(3.2%)減少し、令和4年度末には644人となっています。総人口に占める割合は上昇傾向となっており、令和4年度末には4.34%を占めています。

年齢別にみると、64歳以下は減少傾向、65歳以上はおおむね横ばいで推移しています。

また、等級別にみると、中度(3級・4級)が増加しています。

■身体障害者手帳所持者数(等級別)及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課(各年度末)

■身体障害者手帳所持者数(年齢別・等級別)の推移

(単位：人)

区分	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
身体障害者手帳所持者数	665	674	651	637	648	644
年齢別	18歳未満	6	8	7	5	5
	18歳～64歳	167	159	155	150	140
	65歳以上	492	507	489	482	499
等級別	1級	207	223	204	195	190
	2級	101	96	93	93	92
	3級	99	97	94	97	103
	4級	162	160	166	166	175
	5級	52	55	55	54	56
	6級	44	43	39	32	32

資料：福祉課(各年度末)

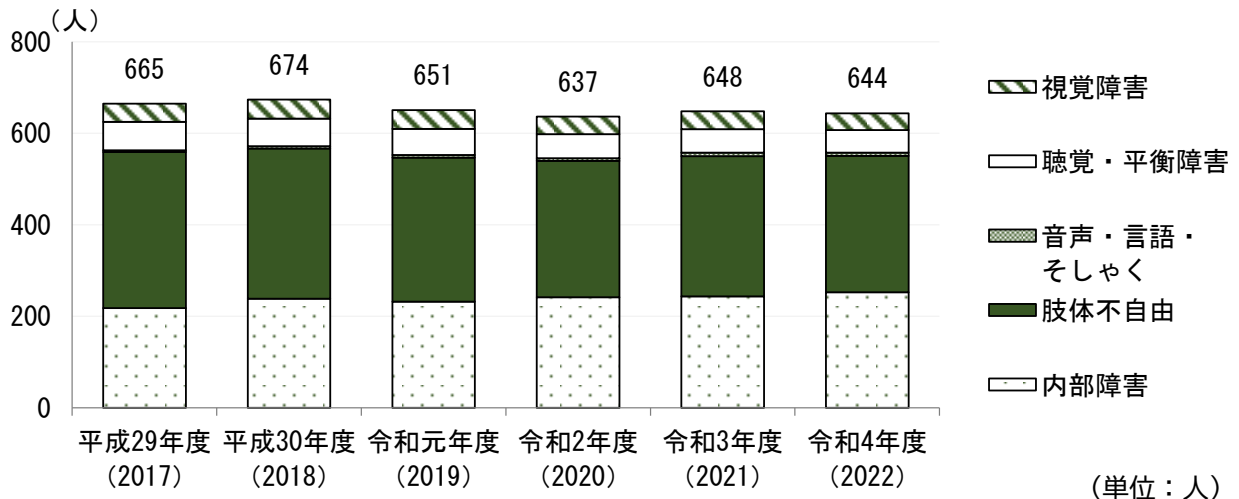
※ 身体障害者手帳：体上の障害程度に該当すると認定された者に対して身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

② 種類別

種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度にかけて内部障害は増加傾向、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、肢体不自由は減少傾向で推移しています。

また、令和4年度末の種類別・等級別の身体障害者手帳所持者数は、内部障害の1級の方が141人で最も多く、次いで肢体不自由の4級の方が81人、内部障害の4級の方が73人となっています。

■身体障害者手帳所持者数（種類別）の推移



区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳所持者数	665	674	651	637	648	644
種類別						
視覚障害	40	42	41	39	39	37
聴覚・平衡障害	62	60	57	52	51	49
音声・言語・そしゃく	4	5	6	6	8	7
肢体不自由	341	328	315	298	306	298
内部障害	218	239	232	242	244	253

資料：福祉課（各年度末）

■身体障害者手帳所持者数（種類別・等級別）の状況

(単位：人)

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	9	10	4	8	4	2	37
聴覚・平衡機能障害	0	17	8	15	0	9	49
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	3	4	0	0	7
肢体不自由	39	52	53	81	53	20	298
内部障害	141	4	35	73	0	0	253
合計	189	83	103	181	57	31	644

資料：福祉課（令和4年度末）

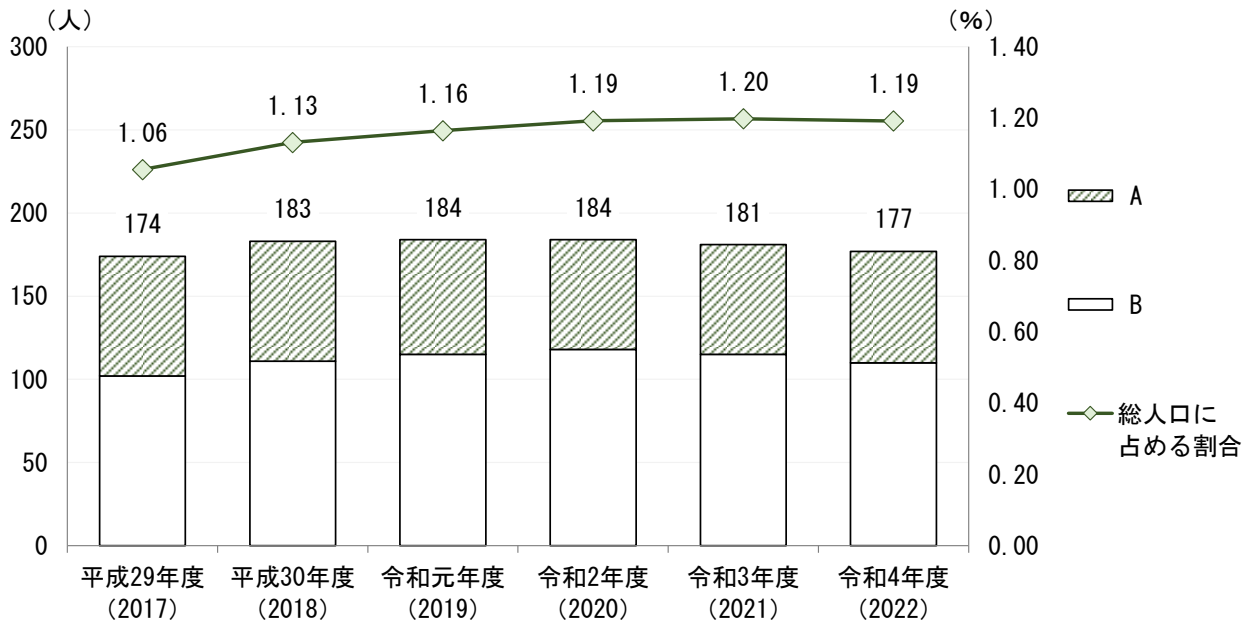
(3) 療育手帳[※]所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は令和2年度まで増加傾向にありましたが、以降減少し、令和4年度には177人、総人口に占める割合が1.19%となっています。

所持者のうち18歳未満の障害児は、令和4年度で29人、全体の16.4%となっています。

また、等級別にみると、障害程度が重度であるAが減少傾向、障害程度が軽度であるBは令和2年度まで増加傾向にありましたが、以降減少しています。

■療育手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課（各年度末）

■療育手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

(単位：人)

区分	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
療育手帳所持者数	174	183	184	184	181	177
年齢別	18歳未満	30	31	33	30	29
	18歳～64歳	127	132	130	134	130
	65歳以上	17	20	21	20	19
障害程度	A	72	72	69	66	67
	B	102	111	115	118	110

資料：福祉課（各年度末）

※ 療育手帳：知的障害のある方が、一貫した療育・援護、各種制度やサービスを受けやすくなるために交付される手帳です。

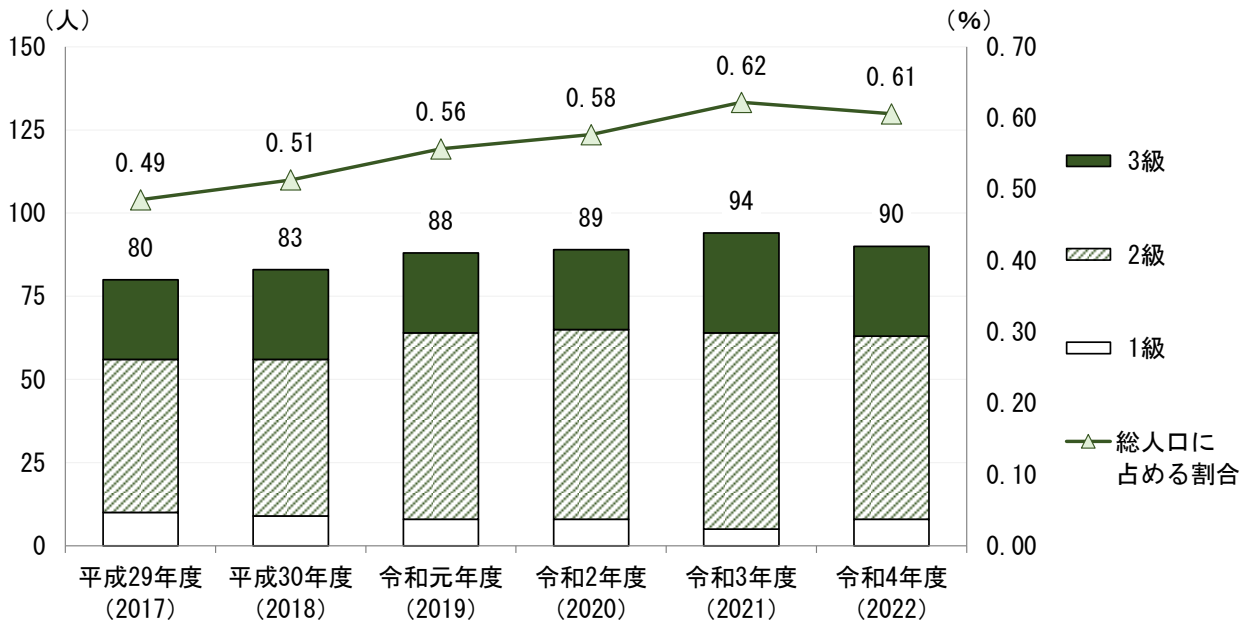
(4) 精神障害者保健福祉手帳※所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっており、令和4年度で90人、総人口に対する割合が0.61%となっています。

年齢別にみると、18歳～64歳の所持者数は増加傾向となっており、令和4年度には69人となっています。

また、等級別にみると、2級が最も多く、全体の約60%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）及び総人口に占める割合の推移



資料：福祉課（各年度末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別・等級別）の推移

区分		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
精神障害者保健福祉手帳 所持者数		80	83	88	89	94	90
年齢別	18歳未満	1	1	0	0	0	0
	18歳～64歳	58	63	67	70	71	69
	65歳以上	21	19	21	19	23	21
等級別	1級	10	9	8	8	5	8
	2級	46	47	56	57	59	55
	3級	24	27	24	24	30	27

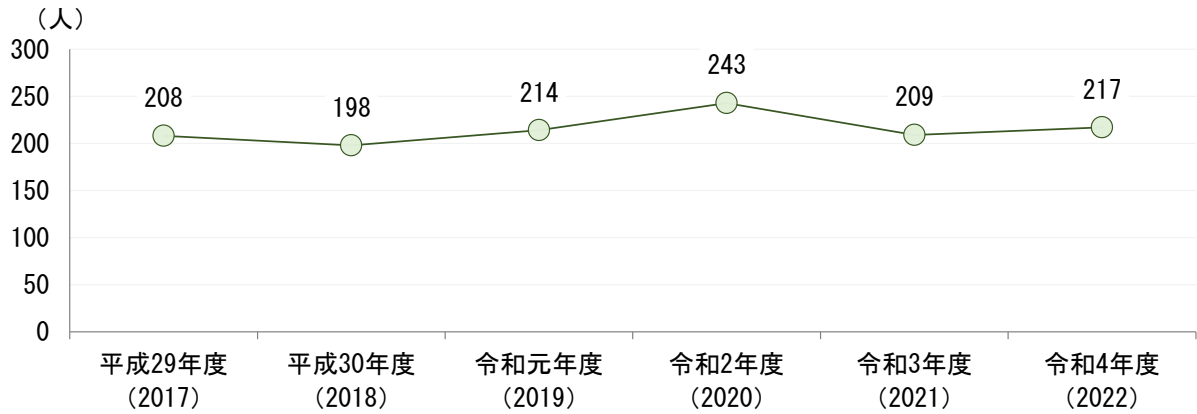
資料：福祉課（各年度末）

※ 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障害の状態にあることを証明し、各種の支援サービスを受けやすくすることにより精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進を目的としたものです。

(5) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

本町の自立支援医療（精神通院医療）受給者は増減しながら推移しており、令和4年度末の受給者数は217人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

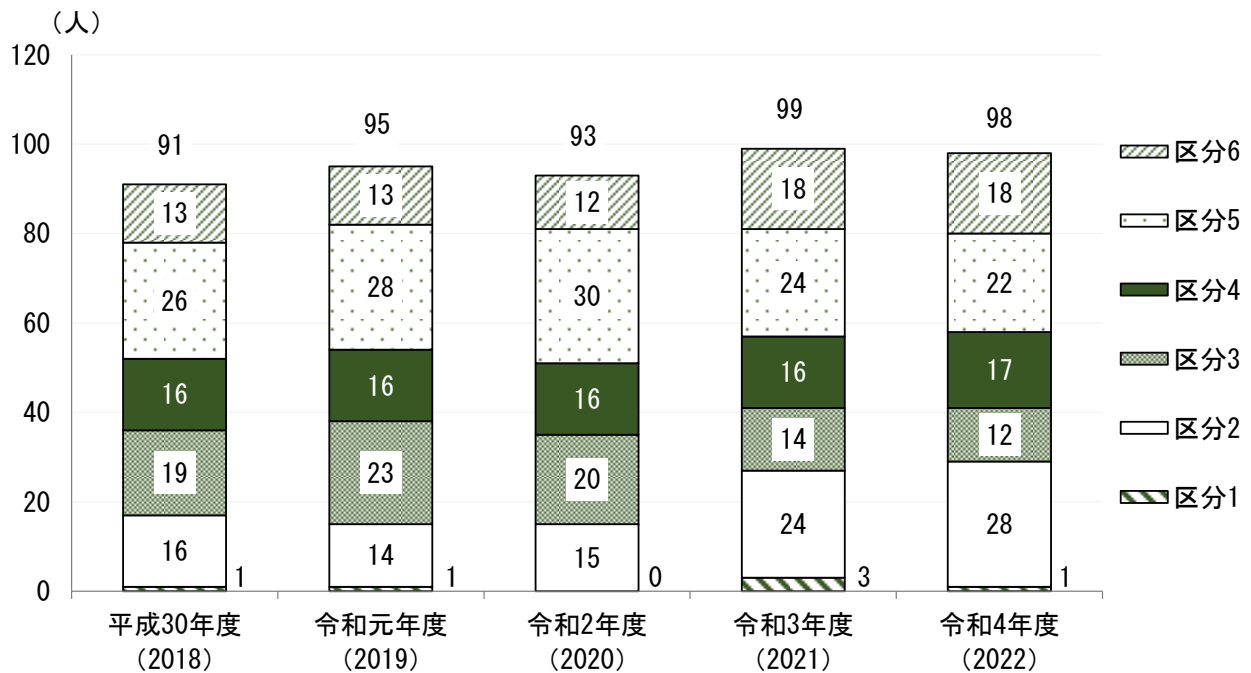


資料：福祉課（各年度末）

(6) 障害支援区分認定者数の推移

本町の障害支援区分認定者数は、増加傾向となっており、令和4年度末には98人となっています。区分別にみると、区分2の方が28人で最も多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移



資料：福祉課（各年度末）

第3節 アンケート調査からみる生活実態・意識

(1) 調査の概要

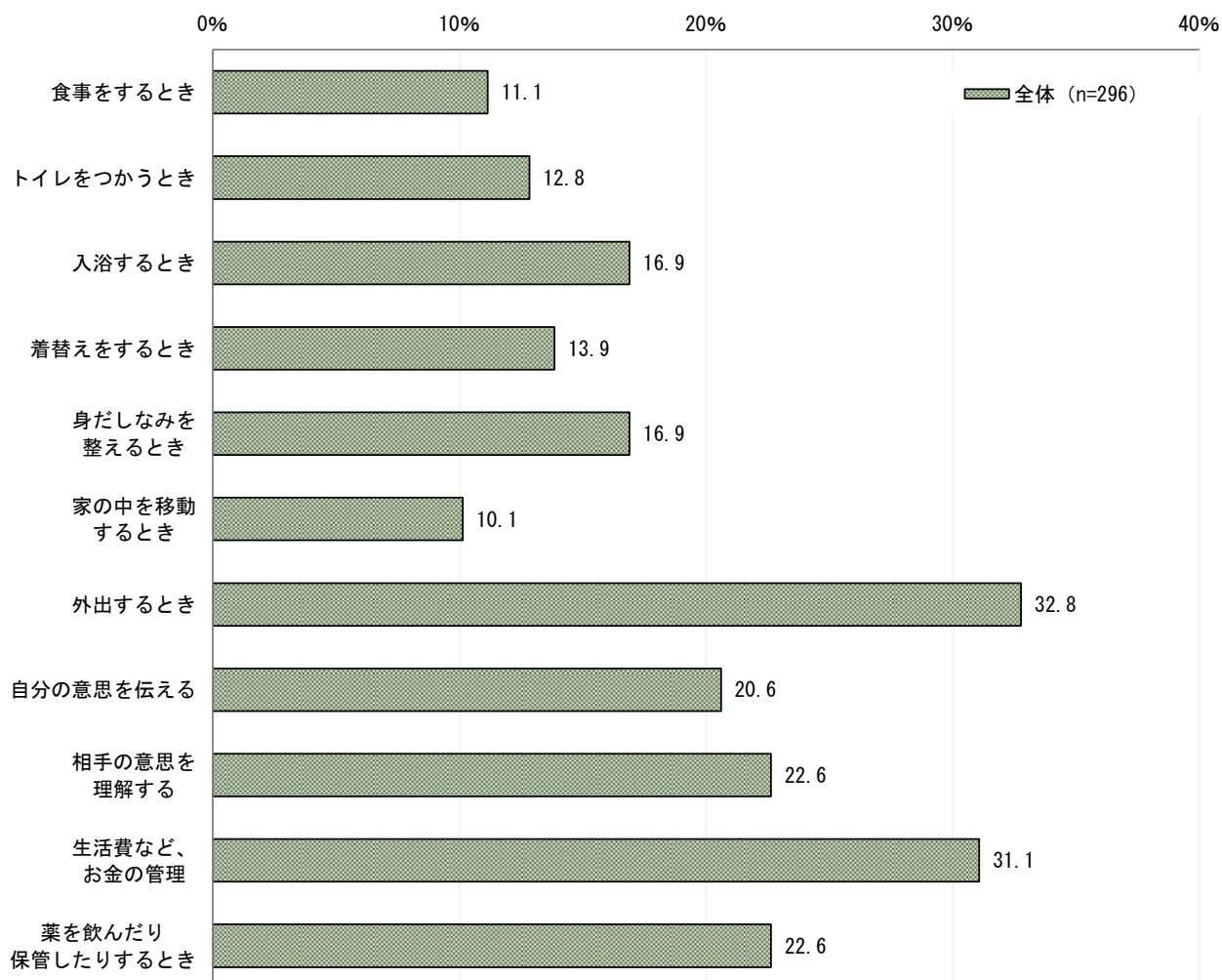
調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

		障害福祉に関する調査		
調査地域		涌谷町内		
調査対象		身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、		
調査方法		郵送配布・郵送回収		
調査期間		令和5年7月～令和5年8月		
配布・回収		配布数	回収数	回収率
		659票	296票	44.9%
主な調査内容		1 支援が必要なとき 2 主な介助（介護）者の困りごと 3 主な介助（介護）者が在宅で介助（介護）を続けるために必要な支援 4 希望する暮らしを送るために必要な支援 5 障害のある人が働くために必要な環境 6 悩みや困りごとの相談先 7 今後、特に充実してほしい情報 8 障害に対する関心や理解 9 障害のある人にとって安心して暮らせるまちか 10 成年後見制度の相談窓口の認知状況 11 災害時の避難について 12 災害時に困ること 13 生活の満足度 14 将来に対する不安や悩み 15 療育や教育についての困りごと 16 障害のあるお子さんと生活する上での困りごと		
回答者の属性	性別	男性：50.3%		女性：47.3%
	年齢	18歳未満：2.4% 18～29歳：7.1% 30歳代：11.8% 40歳代：14.5%		50歳代：11.1% 60歳代：26.0% 70歳以上：21.6%
	地区	西：29.7%	東：25.0%	箕岳：19.6%
	手帳	身体障害者手帳：49.0% 療育手帳：21.6%		精神障害者保健福祉手帳：15.5% その他（発達障害の診断など）：26.7%

(2) 支援が必要なとき

◎ 支援が必要なときを手帳所持者別にみると、身体障害者手帳所持者は「外出するとき」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、その他はそれぞれ「生活費など、お金の管理」が最上位に挙がっています。

■支援が必要なとき（全体）

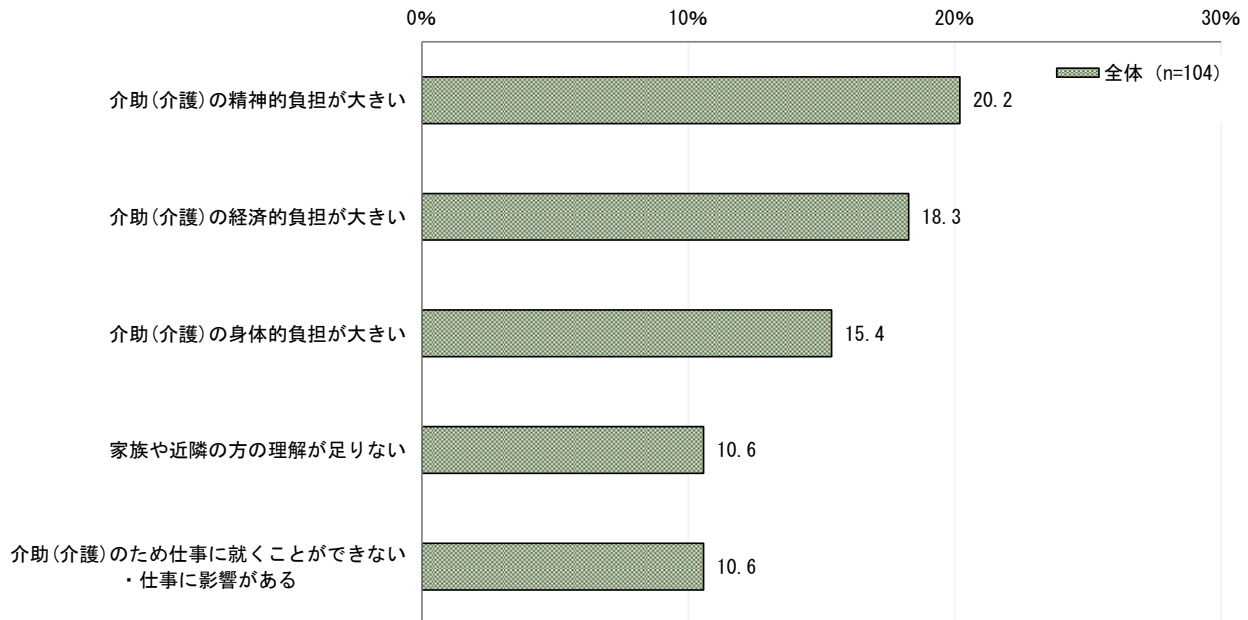


※それぞれ独立した設問。「一部支援が必要」又は「全部支援が必要」と回答した割合。

(3) 主な介助（介護）者の困りごと

◎ 主な介助（介護）者の困りごとは「介助（介護）の精神的負担が大きい」が20.2%と最も多く、次いで「介助（介護）の経済的負担が大きい」が18.3%、「介助（介護）の身体的負担が大きい」が15.4%となっています。

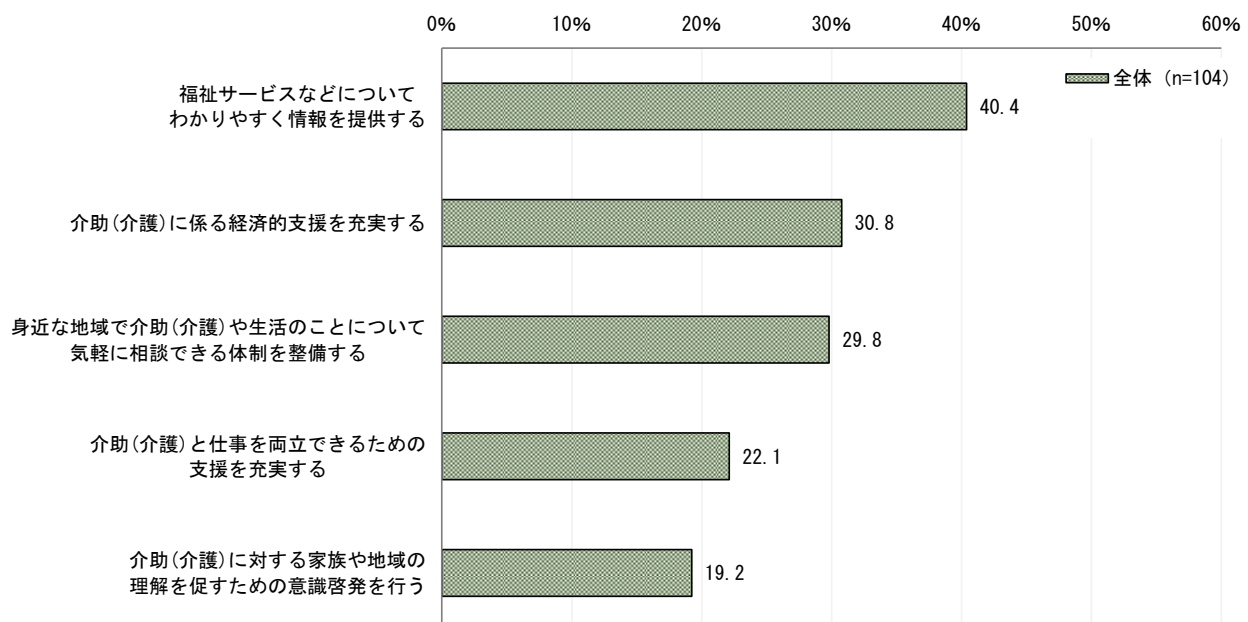
■主な介助（介護）者の困りごと（全体・上位5項目）



(4) 主な介助（介護）者が在宅で介助（介護）を続けるために必要な支援

◎ 主な介助（介護）者が在宅で介助（介護）を続けるために必要な支援は「福祉サービスなどについてわかりやすく情報を提供する」が40.4%と最も多く、次いで「介助（介護）に係る経済的支援を充実する」が30.8%、「身近な地域で介助（介護）や生活のことについて気軽に相談できる体制を整備する」が29.8%となっています。

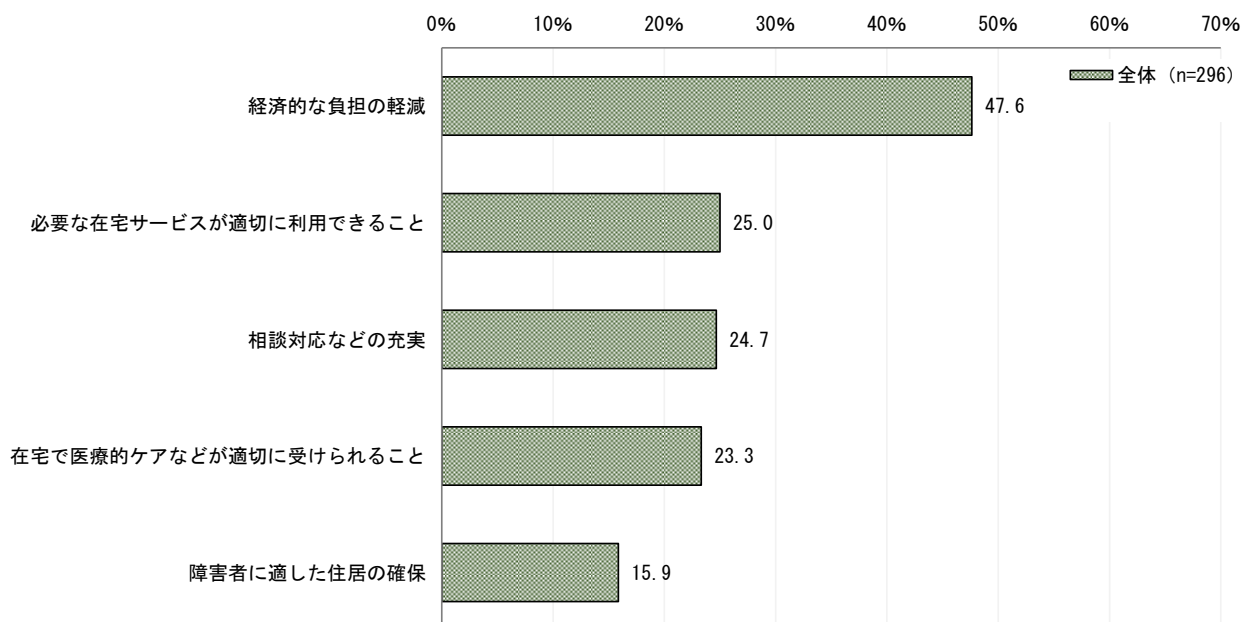
■主な介助（介護）者が在宅で介助（介護）を続けるために必要な支援（全体・上位5項目）



(5) 希望する暮らしを送るために必要な支援

◎ 希望する暮らしを送るために必要な支援は「経済的な負担の軽減」が47.6%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が25.0%、「相談対応などの充実」が24.7%となっています。

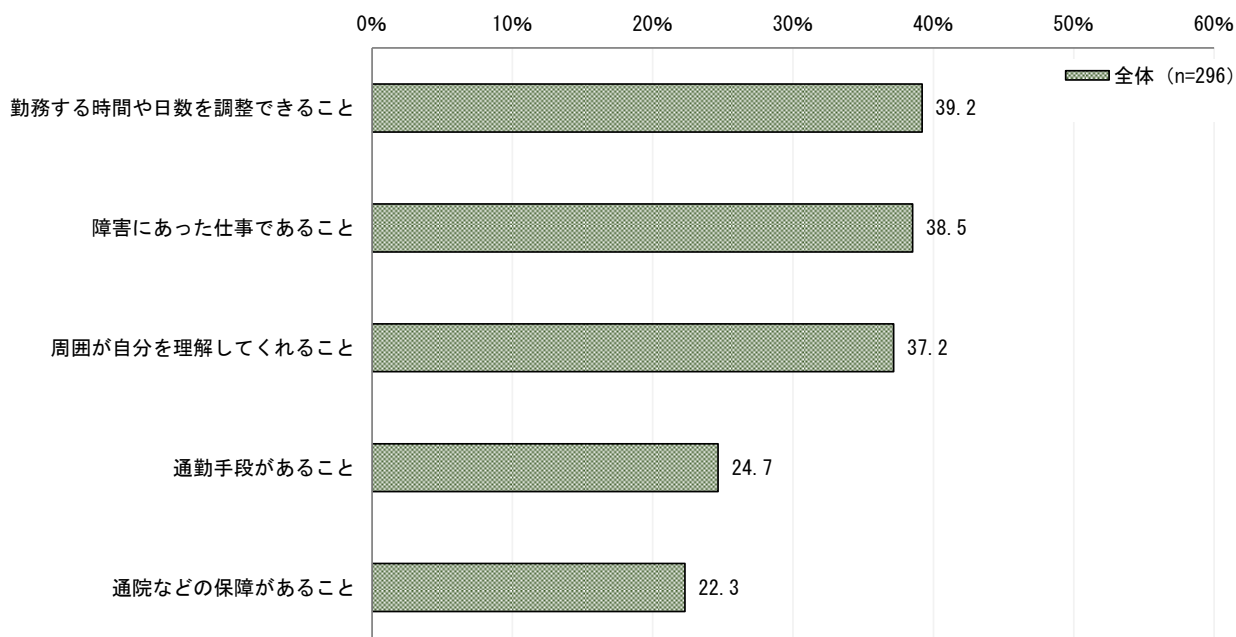
■希望する暮らしを送るために必要な支援（全体・上位5項目）



(6) 障害のある人が働くために必要な環境

◎ 障害のある人が働くために必要な環境は「勤務する時間や日数を調整できること」が39.2%と最も多く、次いで「障害にあった仕事であること」が38.5%、「周囲が自分を理解してくれること」が37.2%となっています。

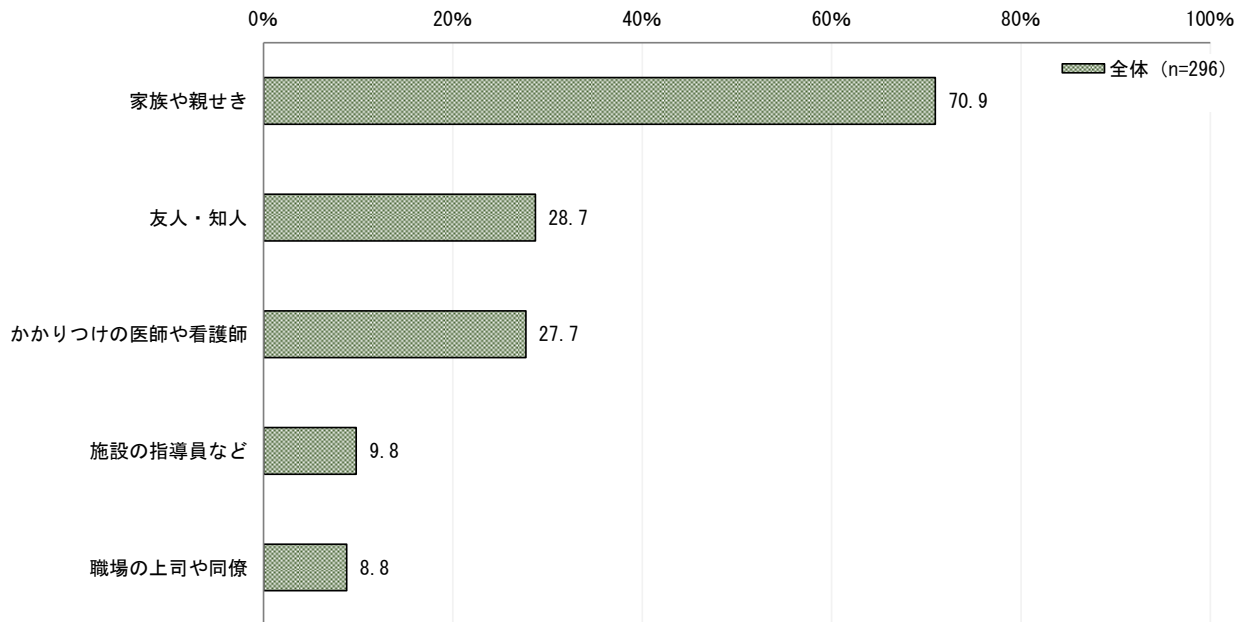
■障害のある人が働くために必要な環境（全体・上位5項目）



(7) 悩みや困りごとの相談先

◎ 悩みや困りごとの相談先は「家族や親せき」が70.9%と最も多く、次いで「友人・知人」が28.7%、「かかりつけの医師や看護師」が27.7%となっています。

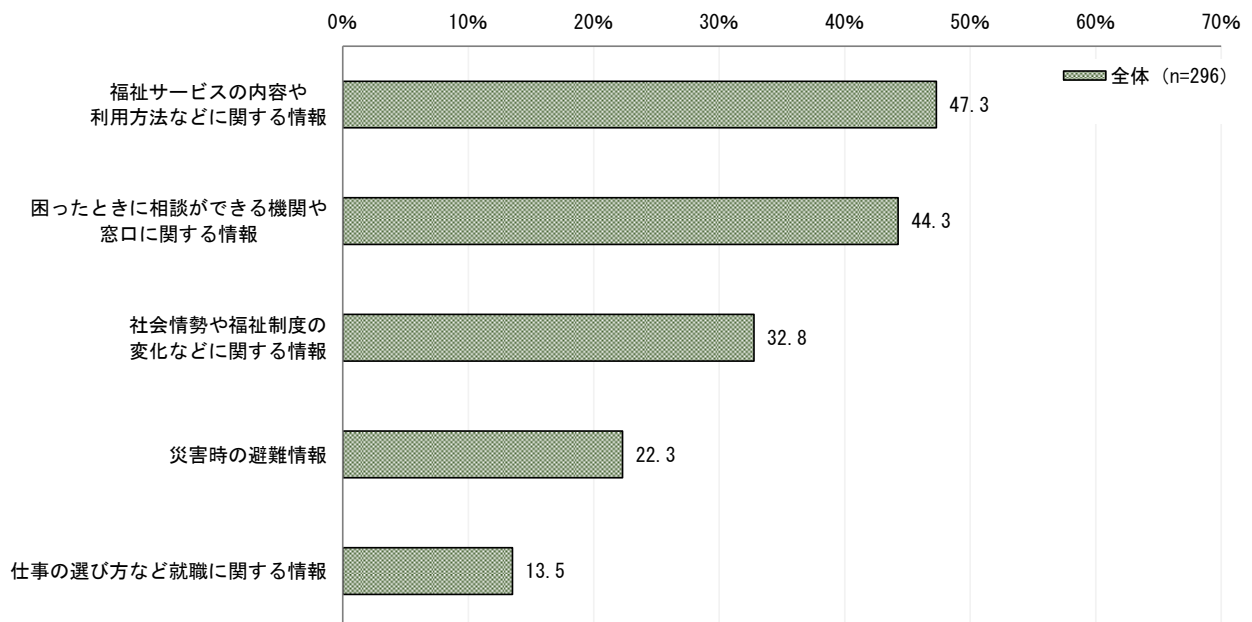
■悩みや困りごとの相談先（全体・上位5項目）



(8) 今後、特に充実してほしい情報

◎ 今後、特に充実してほしい情報は「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」が47.3%と最も多く、次いで「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」が44.3%、「社会情勢や福祉制度の変化などに関する情報」が32.8%となっています。

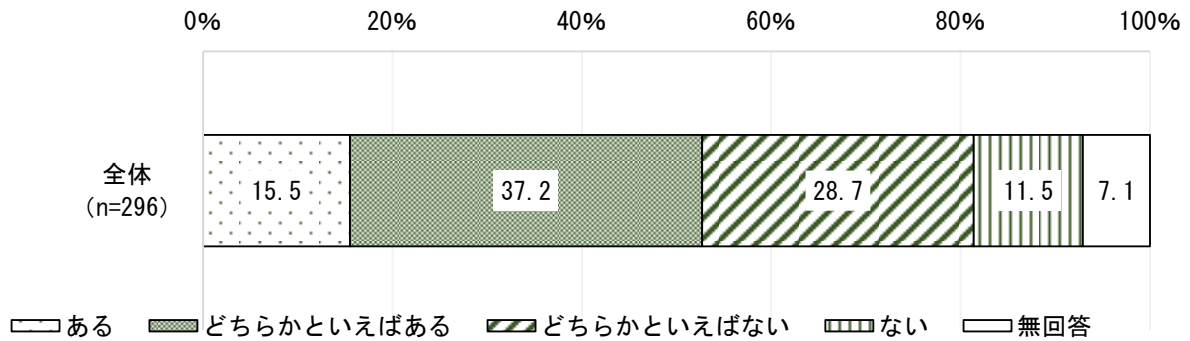
■今後、特に充実してほしい情報（全体・上位5項目）



(9) 障害に対する関心や理解

◎ 障害に対する関心や理解が「ある(ある+どちらかといえばある)」割合は52.7%、「ない(ない+どちらかといえばない)」割合は40.2%となっています。

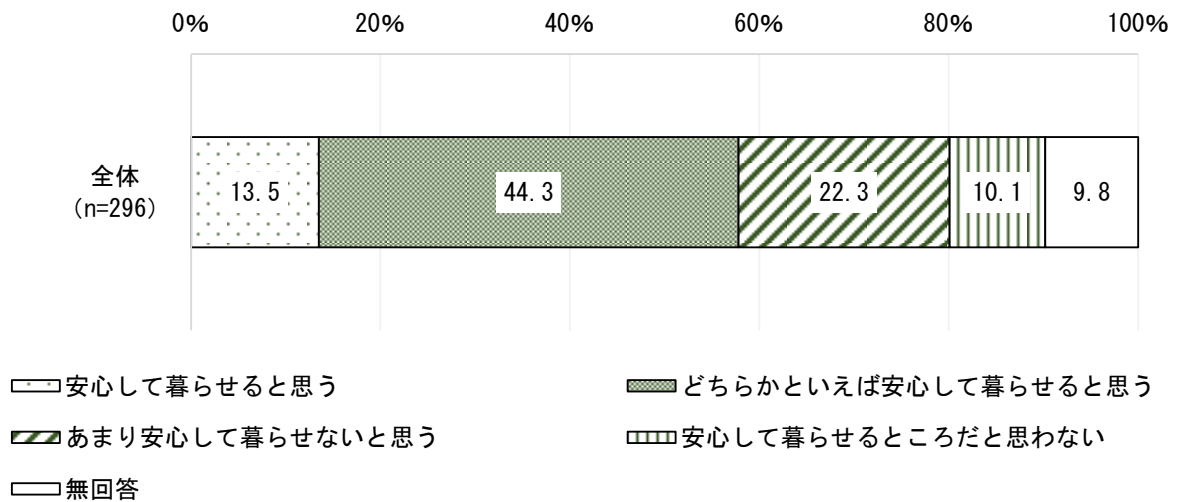
■障害に対する関心や理解 (全体)



(10) 障害のある人にとって安心して暮らせるまちか

◎ 障害のある人にとって「安心して暮らせるまち(思う+どちらかといえば)」割合は57.8%、「安心して暮らせるまちだと思わない(思わない+あまり)」割合は32.4%となっています。

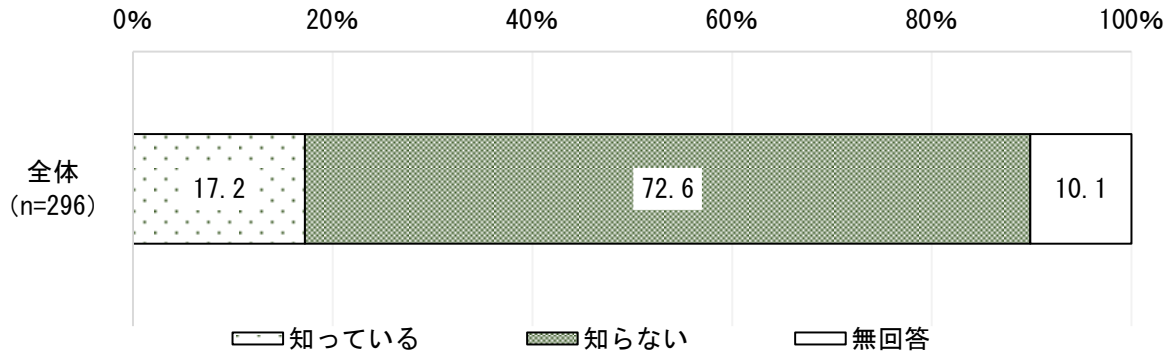
■障害のある人にとって安心して暮らせるまちか (全体)



(11) 成年後見制度[※]の相談窓口の認知状況

◎ 成年後見制度の相談窓口の認知状況は「知っている」が17.2%、「知らない」が72.6%となっています。

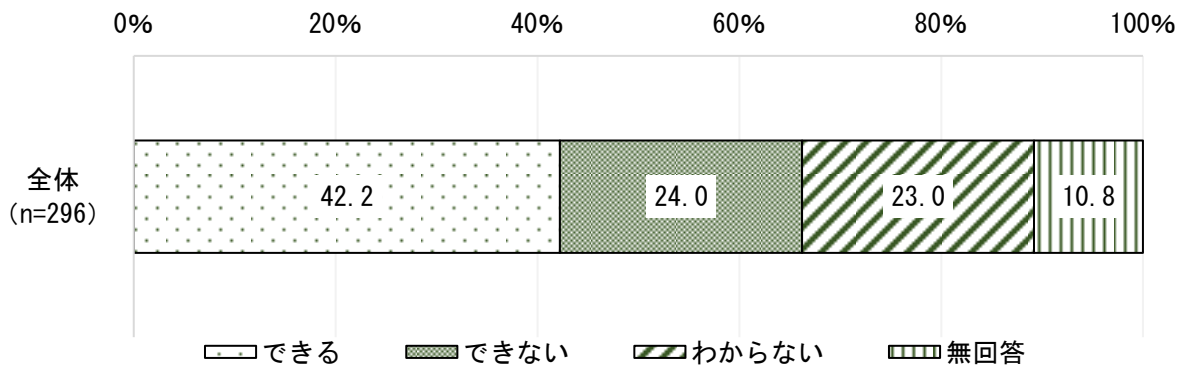
■成年後見制度の相談窓口の認知状況（全体）



(12) 災害時の避難について

◎ 災害時の避難に一人で避難することが「できる」が42.2%、「できない」が24.0%となっています。

■災害時の避難について（全体）

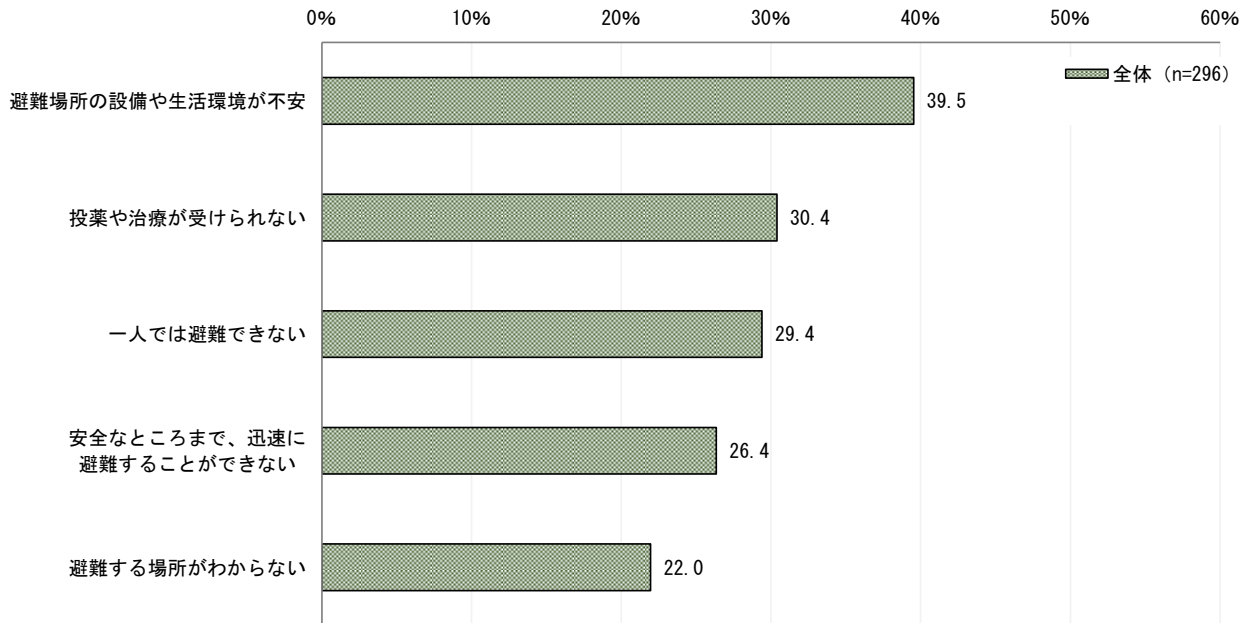


※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度です。

(13) 災害時に困ること

◎ 災害時に困ることは「避難場所の設備や生活環境が不安」が39.5%と最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」が30.4%、「一人では避難できない」が29.4%となっています。

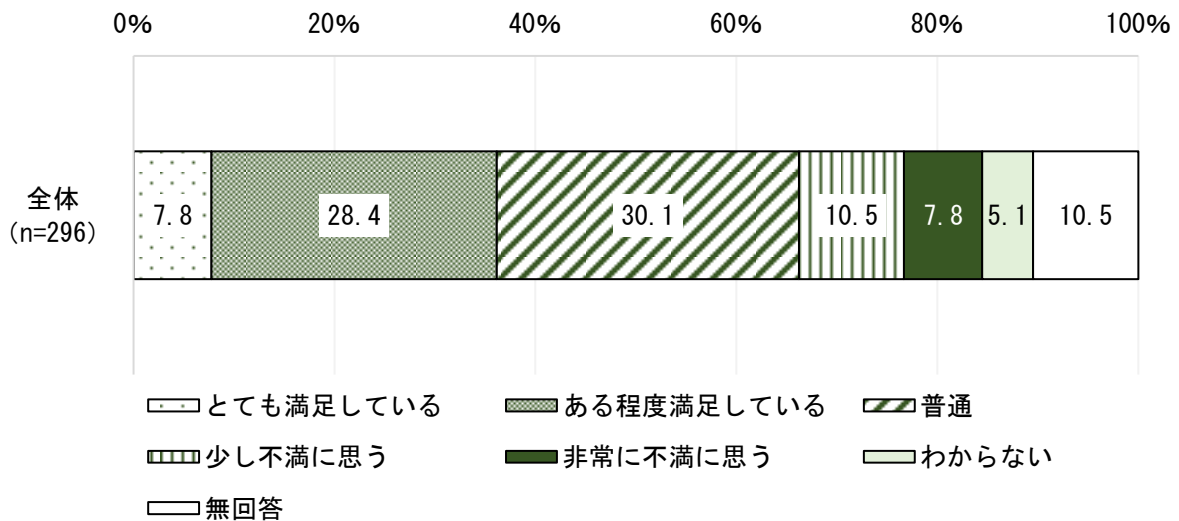
■災害時に困ること（全体・上位5項目）



(14) 生活の満足度

◎ 生活に満足している（とても+ある程度）割合は36.2%、不満がある（少し+非常に）割合は18.3%となっています。

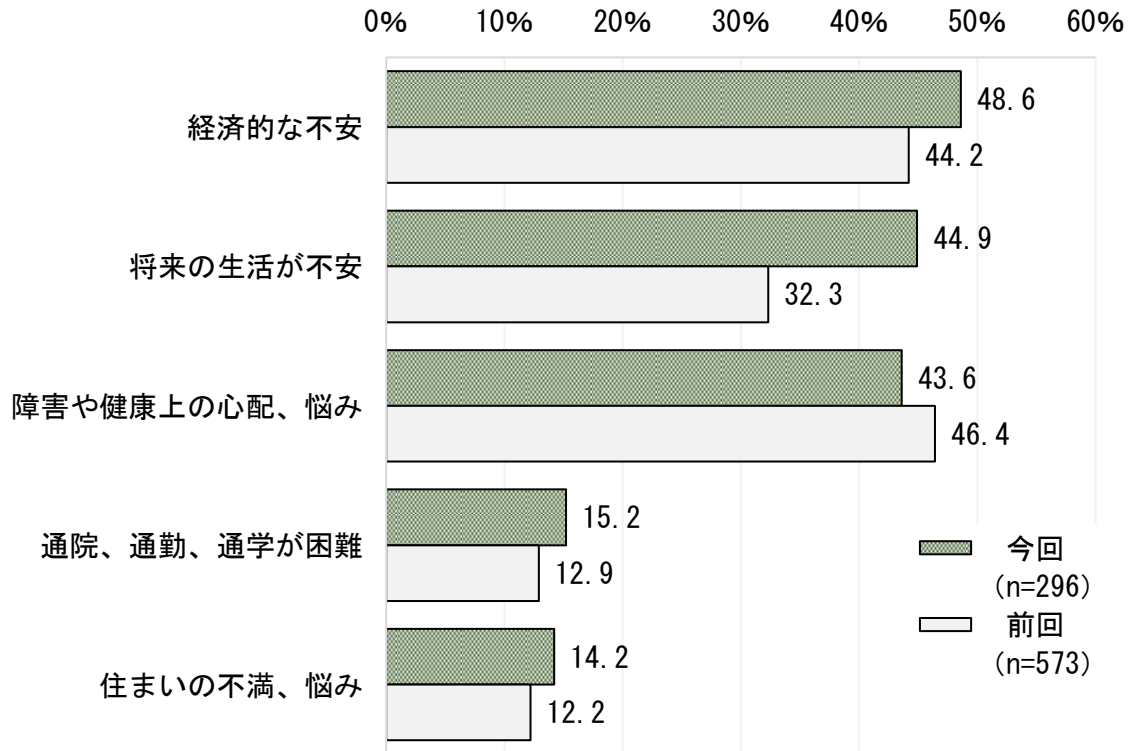
■生活の満足度（全体）



(15) 将来に対する不安や悩み

- ◎ 将来への不安・悩みは、「経済的な不安」が48.6%と最も多く、次いで「将来の生活が不安」が44.9%、「障害や健康上の心配、悩み」が43.6%となっています。
- ◎ 前回調査と比較すると、「将来の生活が不安」が12.6ポイント増加しています。

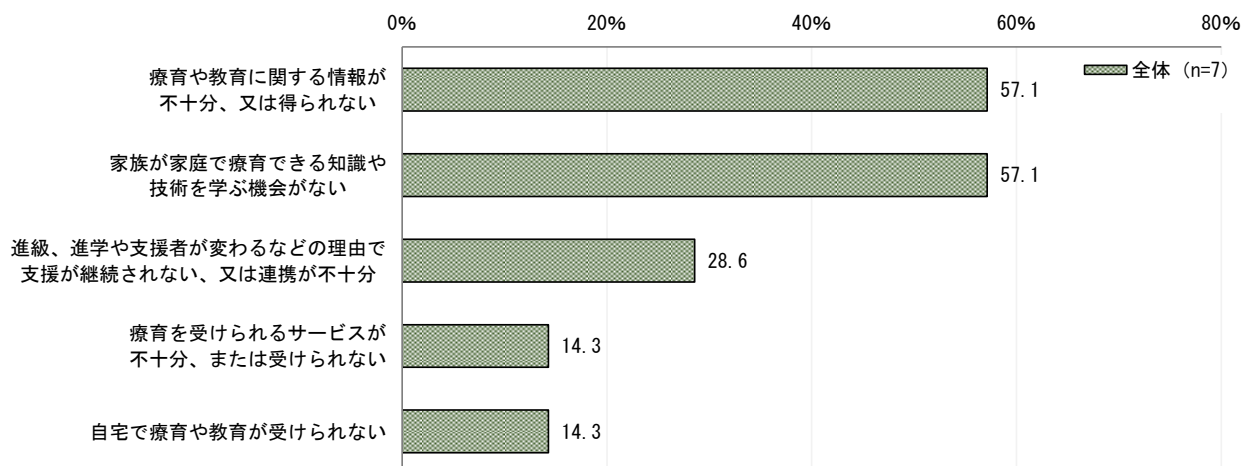
■将来に対する不安や悩み（全体・上位5項目・前回（平成29年）比較）



(16) 療育[※]や教育についての困りごと

◎ 療育や教育についての困りごとは「療育や教育に関する情報が不十分、又は得られない」、「家族が家庭で療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」がともに57.1%で最も多く、次いで「進級、進学や支援者が変わるなどの理由で支援が継続されない、又は連携が不十分」が28.6%となっています。

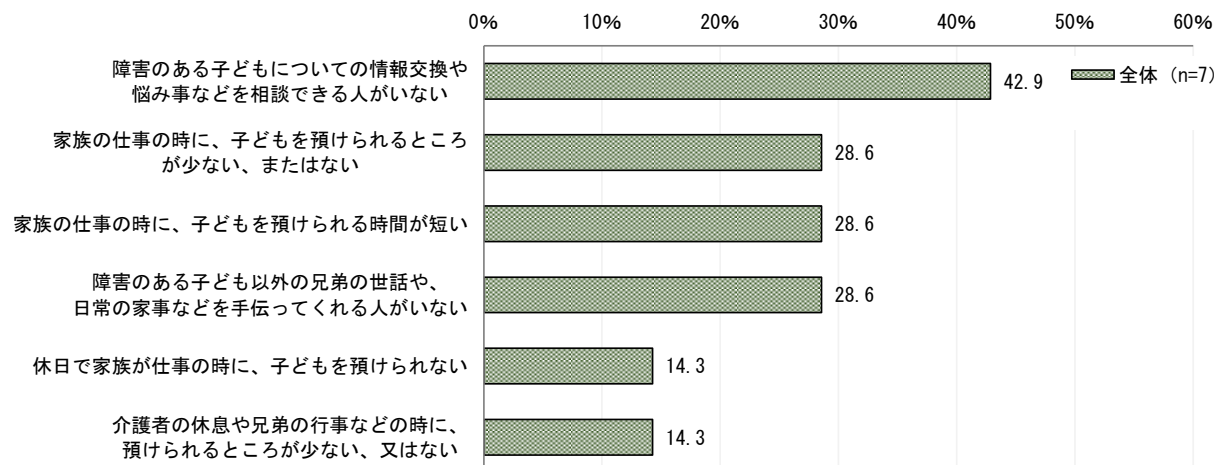
■療育や教育についての困りごと（全体・上位5項目）



(17) 障害のあるお子さんと生活する上での困りごと

◎ 障害のあるお子さんと生活する上での困りごとは「障害のある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」が42.9%と最も多く、次いで「家族の仕事の時に、子どもを預けられるところが少ない、又はない」、「家族の仕事の時に、子どもを預けられる時間が短い」、「障害のある子ども以外の兄弟の世話や、日常の家事などを手伝ってくれる人がいない」がそれぞれ28.6%となっています。

■障害のあるお子さんと生活する上での困りごと（全体・上位5項目）



※ 療育：障害のある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助することです。

第4節 サービス提供事業所等調査からみる生活実態・意識

(1) 調査の概要

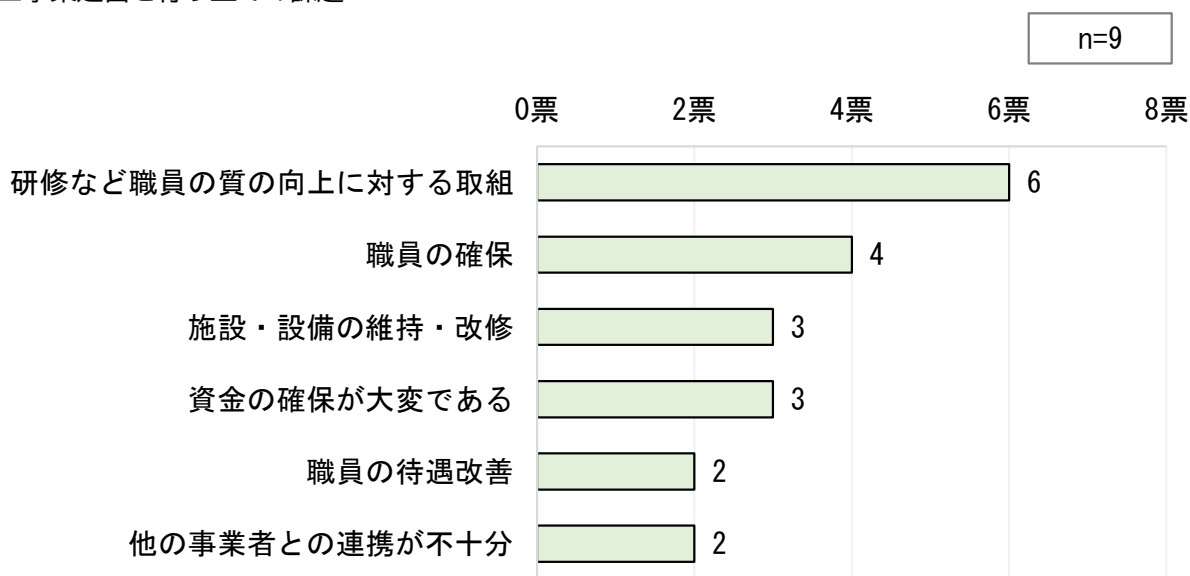
調査の対象及び調査方式は、以下のとおりとなっています。

	サービス提供事業所	療育・保育・教育	地域活動団体
調査地域	涌谷町内		
調査対象	障害福祉サービス提供事業所	幼稚園・保育園・小中学校、支援学校	地域活動団体
調査方法	直接配布・直接回収		
調査期間	令和5年7月～令和5年8月		
配布数	9通	12通	5通
回収数	9通	11通	3通
回収率	100.0%	91.7%	60.0%
主な調査内容	1 事業運営を行う上での課題 2 他団体等との交流	1 教育について 2 生徒一人ひとりの状況や成長に応じた支援	1 社会や地域住民の意識の変化

(2) 事業運営を行う上での課題（サービス提供事業所調査）

◎ 事業運営を行う上での課題は「研修など職員の質の向上に対する取組」が6票で最も多く、次いで「職員の確保」が4票、「施設・設備の維持・改修」、「資金の確保が大変である」がともに3票となっています。

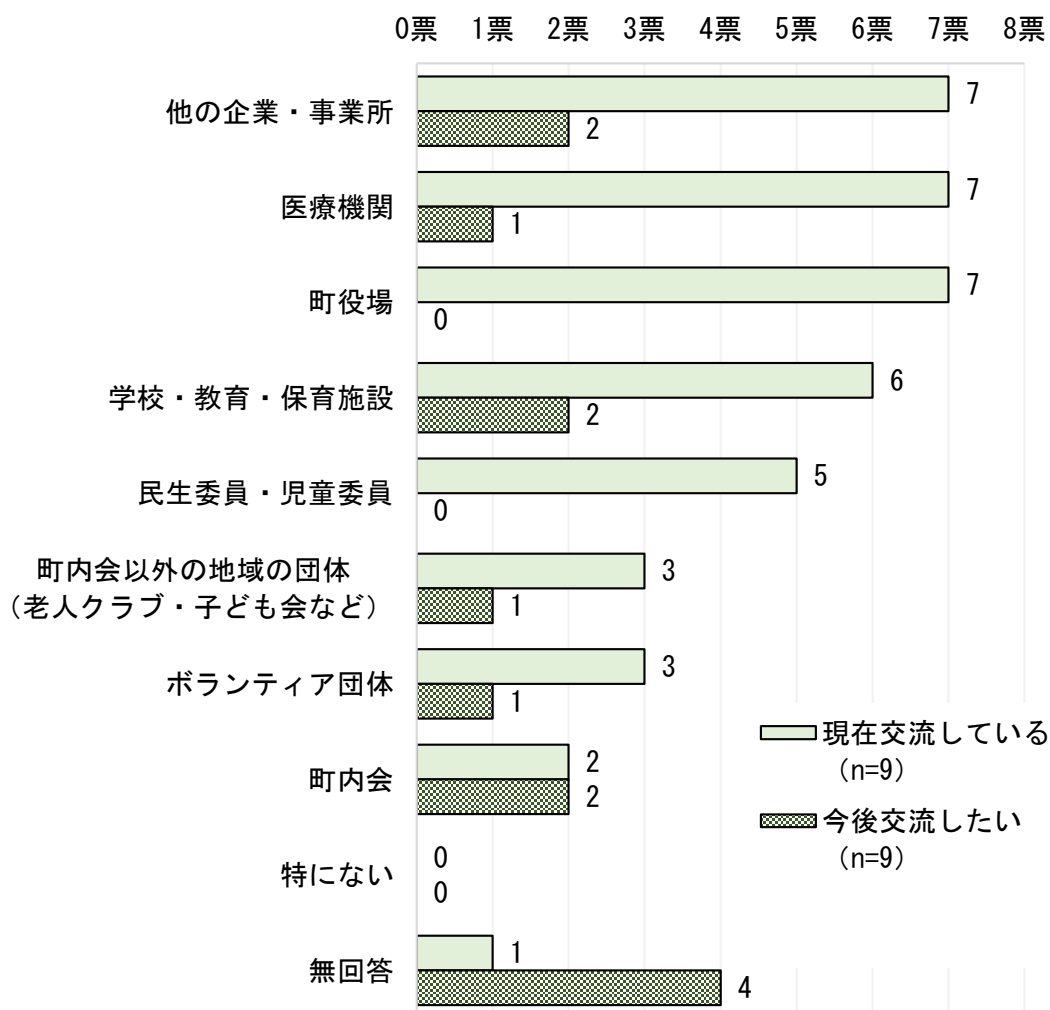
■事業運営を行う上での課題



(3) 他団体等との交流（サービス提供事業所調査）

- ◎ 現在の他団体などとの交流状況は、「他の企業・事業所」、「医療機関」、「町役場」がそれぞれ7票で最も多くなっています。
- ◎ 今後の他団体などとの交流意向は、「他の企業・事業所」、「学校・教育・保育施設」、「町内会」がそれぞれ2票となっています。

■他団体などとの交流（現在・今後の意向）



※現在、交流・協力していて、今後も交流・協力を続けたい場合は、「現在」、「今後」ともに選択していただいています。

(4) 教育について（療育・保育・教育調査）

- ◎ 発達に不安のある子どもや障害児の教育についての取組状況に関する主な意見は以下のとおりです。

■教育についての取組状況（抜粋・要約）

- 子どもの状態に応じた保育の援助、保育士の配置、保護者との話し合いを行い、関係機関との連携などに取り組んでいる。
- 個別の教育支援計画や個別の支援計画を作成し、適時見直ししながら指導に活用している。
- 就学を控えた年長児には、小学校や支援学校の見学、教育委員会との相談、保護者との面談などを行い、不安の解消に努めている。
- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる教育相談。（医療や専門機関への橋渡しと連携）

(5) 生徒一人ひとりの状況や成長に応じた支援（療育・保育・教育調査）

- ◎ 障害のある児童・生徒一人ひとりの状況や成長に応じた支援のために取り組んでいることや課題に関する主な意見は以下のとおりです。

■児童・生徒の成長に応じた支援・就学前児童期からの保育所、認定こども園などとの連携の状況（抜粋・要約）

- 幼・保・小連携の活動として、年2回の教員間連携と年1回の幼児・児童との交流を実施している。
- 年2回の幼・保・小連携の活動で、交流の場を設けている。年度末には、引き継ぎ会を実施し、幼児一人ひとりの園での生活の姿や友達関係、心配なことなど細かく引き継ぎを行っている。

■卒業後の学校のサポートや取り組んでいる内容（抜粋・要約）

- 行動の特性や障害の状況、学習面などの指導・支援の内容について、進学先との引き継ぎを行っている。
- 小・中連携の活動を年3回実施し、年度末には中学校との引き継ぎを行っている。
- 町内の小・中学校特別支援学級[※]担任者会を年に3回実施し、学級の児童・生徒についての共通理解事項を毎回情報交換している。
- 進路指導部員や担任による事業所訪問など、2年程度のアフターフォローを行っている。

※ 特別支援学級：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のことです。

■就労を促進するための課題（抜粋・要約）

- 就労先の情報が不足している。
- 就労に関して、保護者、教職員、企業に対する啓発が不足している。
- 将来の進路を見据え、療育手帳の申請を勧めてきたが、保護者の理解が進んでおらず、所持していない児童が多い。

（6）社会や地域住民の意識の変化（地域活動団体調査）

- ◎ 直近5年程度の間で、障害のある方やその家族への支援活動、社会や地域住民の意識の変化に関する主な意見は以下のとおりです。

■支援活動、社会や地域住民の意識の変化（抜粋・要約）

- 法の整備と、住民の意識は変化していると感じる。
- 障害者に対する意識（町民）が良い方向に向かっていると感じている。

第5節 前計画の取組状況

(1) 施策評価一覧

本計画の策定に当たり、前計画の振り返りを行いました。

各施策の推進担当課による自己評価結果では、33の事業に対し、「有効」(A)又は、「おおむね有効」(B)と評価した施策の割合(有効比率)は、計画全体で23施策(69.7%)となっています。

また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用などの実績なし」(D)となった施策は10施策(30.3%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の施策はありませんでした。

■計画体系・評価一覧

項 目	事業数	評価			有効比率 (A・B) / (事業数)
		A・B	C・D	E・F	
基本目標1 認め合い、共に生活するまち					
1-1：心のバリアフリーの推進	3	3	0	0	100.0%
1-2：人権・権利擁護の推進	3	3	0	0	100.0%
1-3：誰もが住みやすいまちづくりの推進	3	2	1	0	66.7%
基本目標2 自分らしく、いきいきと生活できるまち					
2-1：活動・活躍の場、居場所づくり	4	3	1	0	75.0%
2-2：多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実	4	2	2	0	50.0%
2-3：雇用の促進と就労支援の充実	2	0	2	0	0.0%
基本目標3 安全で安心して生活できるまち					
3-1：相談支援体制の充実	3	2	1	0	66.7%
3-2：障害福祉サービス等の充実	5	2	3	0	40.0%
3-3：保健・医療の充実と連携強化	4	4	0	0	100.0%
3-4：防災・防犯対策の充実	2	2	0	0	100.0%
計	33	23	10	0	69.7%

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用などの実績なし）、E：一部実施、F：未実施

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

国は、障害者権利条約に掲げられている、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するといった理念に即し、障害者基本法及び障害者基本計画を改正しています。

改正された障害者基本計画（第5次）には、その基本理念として、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」としています。

本町では、これまでの「障害者計画」において、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現」を基本理念としており、国が目指す障害者施策の方向性と合致するものです。

こうしたことから、本計画においては、これまでの基本理念を継承し、「人間の自由と尊厳が大切にされ、障害の有無や程度にかかわらず、いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現」を目指していくこととします。

～ 基本理念 ～

人間の自由と尊厳が大切にされ、
障害の有無や程度にかかわらず、
いつまでも安心して暮らせる湧谷の実現

第2節 基本的な視点

本計画を推進するに当たっての基本的な視点を以下のとおりとします。

(1) 障害者の自己実現・社会参加の更なる促進

障害のある人の自己決定や社会参加がより重視されるようになってきており、相談支援体制の構築など多様なニーズに応じた支援を実施することにより、障害者の自己実現を後押しします。

また、社会参加に当たっては、地域住民による障害などに対する理解や合理的配慮[※]も重要となることから、障害に対する理解や配慮が促進されるよう意識啓発に取り組みます。

(2) 権利擁護の推進と差別の解消

高齢化の進行に伴い、障害のある人とその保護者の高齢化も進行しており、障害のある子どもを支える親が抱える「親亡き後」の不安は、今後も増大していくと考えられます。支援を必要とする人を早期に発見し、成年後見制度など権利を守る制度・取組の適正な利用につなげていきます。

また、現在も障害のある人や病気を患う方々が差別に直面する場面が依然として存在しています。障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害や病気を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(3) サービスや支援の量的・質的充実

障害のある人の日常生活を支援するサービスの需要は、今後も高い水準で推移することが見込まれている中で、生産年齢人口の減少など人材の確保はより困難になっていくと考えられます。障害のある人が、地域で自分らしく生活を続けることができるよう、関係機関で連携しながら障害福祉サービスの量の確保とともに、様々な支援策の充実に取り組みます。

(4) 地域共生社会[※]の実現・重層的な支援体制の整備

医療・介護・住まい・生活支援・社会参加などの支援が必要な人は、障害の有無にかかわらず、複雑化、多様化した課題を抱えているケースが散見されます。こうした課題に対応するために、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超越し、公的サービスと併せて、事業者や支援団体、地域住民など、地域の様々な主体が関わり重層的に支え合う支援体制を整備し、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

※ 合理的配慮：障害の有無にかかわらず、平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。

※ 地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

第3節 基本目標

基本理念及び基本的な視点に基づき、本計画において目指すべき基本目標を以下のとおりとします。

基本目標 1 認め合い、共に生活するまち

様々な機会を通して障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別や社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利が侵されることのないよう地域共生社会の実現に向けた取組体制を充実し、お互いを認め合い、ともに支え合うまちづくりを目指します。

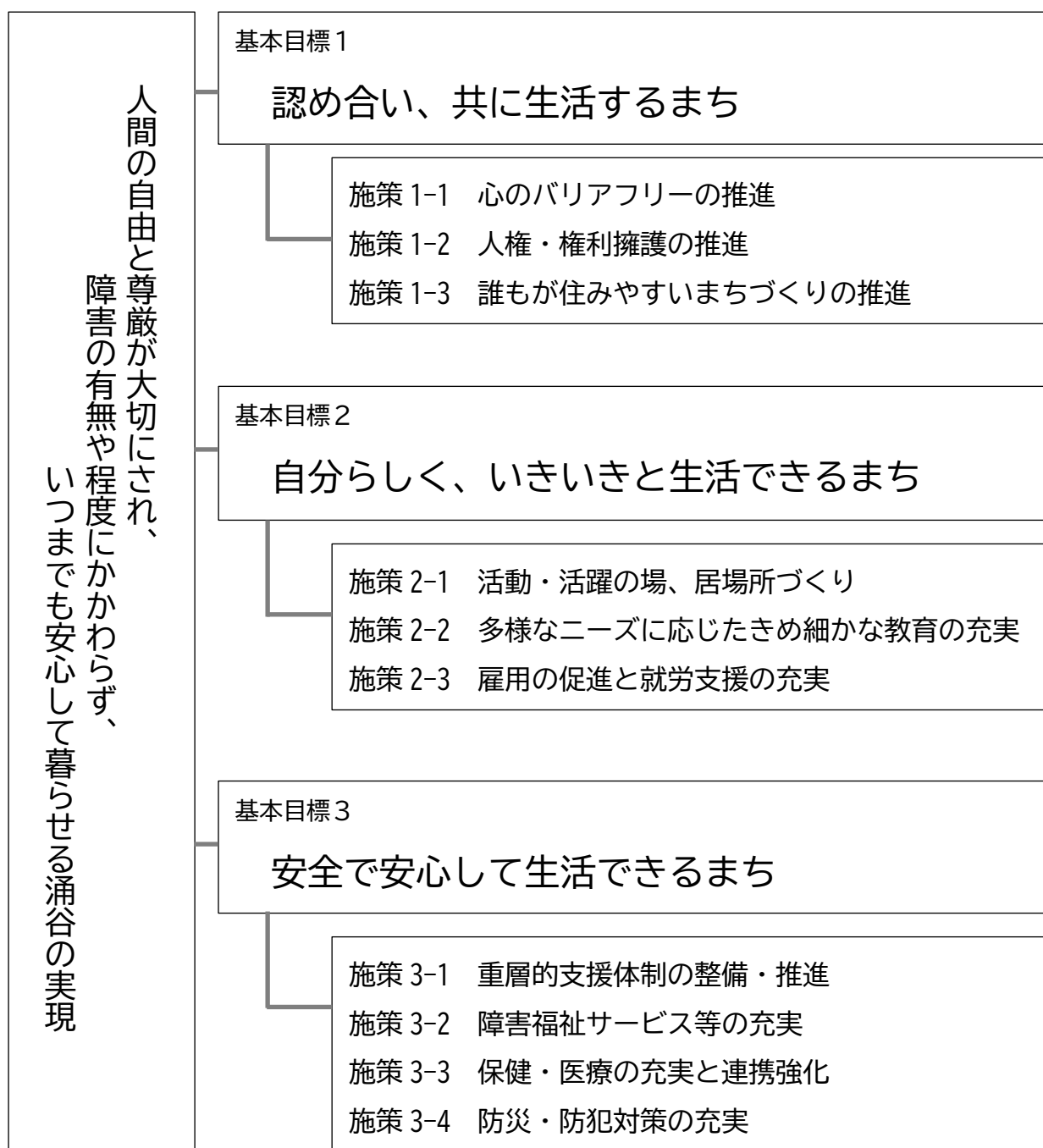
基本目標 2 自分らしく、いきいきと生活できるまち

一人ひとりが持つ個性と能力を伸ばし、地域社会で最大限発揮できるよう、多様なニーズに応じた教育の充実や障害特性に応じた就労環境の整備、興味や意欲に基づき参加できる活動の場づくりを推進し、自分らしく心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

基本目標 3 安全で安心して生活できるまち

障害特性や心身の状況、生活環境など一人ひとりが抱える課題に寄り添い、固有ニーズにあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、地域全体で見守る体制づくりと社会基盤の整備を推進し、障害のある人やその家族などが安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

第4節 施策体系



第2部 障害者計画

基本目標 1 認め合い、共に生活するまち

施策 1-1 心のバリアフリー※の推進

【現状と課題】

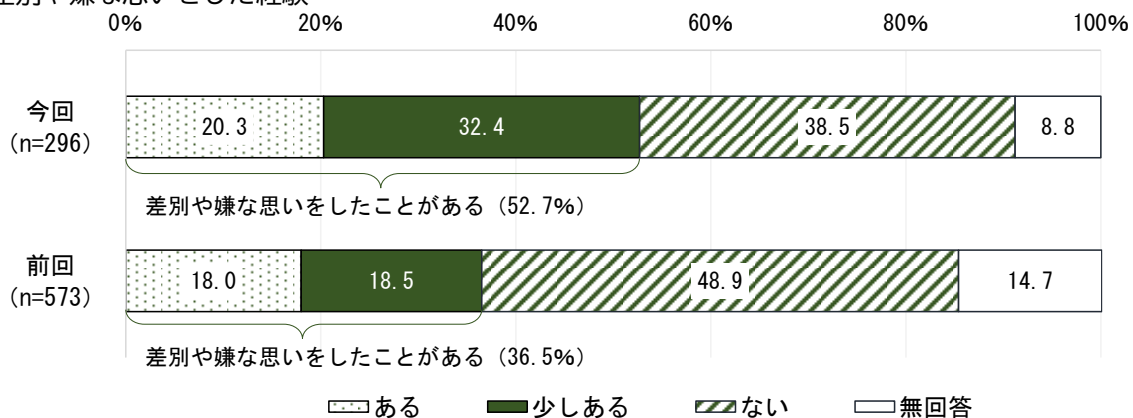
地域で暮らす人々が、障害の有無にかかわらず支え合いながら暮らせるよう、障害という言葉のもつ対人関係や心のバリア（障壁）を解消し、障害への理解を促進していくことが重要となります。

アンケート調査の結果をみると、障害があることで差別や嫌な思いを経験したことの有無について、5割を超える人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しており、前回の調査から増加しています。また、差別や嫌な思いをした場所としては「学校・仕事場」が4割で最も多く、前回から6.2ポイント増加しています。

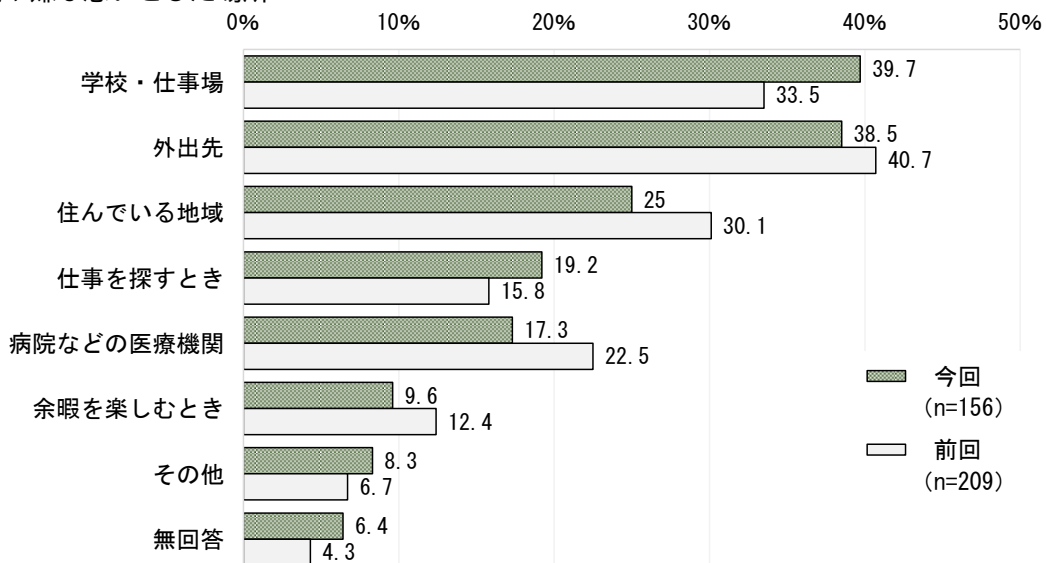
そうした中、これまで町では「障がい者理解啓発講座」の開催や社会福祉協議会と協力した小・中・高等学校への福祉学習機会の提供、集いの場の開催支援、ボランティア団体への支援などを行い、病気や障害への理解促進に努めていますが、アンケート結果をみると、理解促進、啓発活動をさらに強化していく必要があります。

今後も、様々な世代が障害について学ぶ機会や相互に交流を深める機会を創出し、差別意識や偏見のない地域づくりに努める必要があります。

■差別や嫌な思いをした経験



■差別や嫌な思いをした場所



※ バリアフリー：障害者・高齢者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。

【施策の方向性】

障害のある人が誤解や偏見などを受けることがないように、幼少期からの教育や理解啓発活動の推進、交流機会の確保などにより、障害のある人に対する住民や事業者などの正しい理解と認識を深めます。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象		役 割・行 動
自助：障害のある人	→	・地域社会への積極的な参加・交流
互助・共助：地域・関係団体	→	・障害への理解、交流機会への参加
公助：行政（町・関係機関）	→	・障害への理解を深める機会づくり ・知識の普及啓発の実施

【主な取組内容】

1-1-1 福祉教育・啓発活動の充実

- 町内の教育機関に対し、「涌谷町社協サポートガイド」で福祉学習のプログラムを周知します。
- 障害に対する理解を深めるため、小・中・高等学校からの依頼があった場合、キャップ・ハンディ体験などの学習機会を提供します。
- 小・中学校に対して福祉学習活動費の助成事業を実施します。
- 「障がい者理解啓発講座」の開催や小・中・高等学校の福祉学習において福祉講座を開催します。

1-1-2 多様な交流機会の拡充

- 各行政区などと連携し、地域活動・行事などにおいて障害の有無にかかわらず参加しやすい活動内容や環境づくりへの工夫を促進します。
- 自治会や老人クラブなどの地域活動団体と障害者団体との交流を促進します。
- 学校などにおける児童・生徒同士の交流機会の充実を図ります。
- 特別支援学校※に通う子どもたちが地域との接点を持てるよう支援します。

1-1-3 ボランティア活動機会の充実

- ボランティアグループの交流会などを開催し、情報交換や活動の活性化を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動をしたい人と受け入れ側との橋渡しやコーディネート機能の強化を図ります。
- ボランティアセンター機能の周知と強化、養成研修の企画を行います。

※ 特別支援学校：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級のことです。

施策1-2 人権・権利擁護の推進

【現状と課題】

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが主体的で豊かな生活を地域で送るためには、一人ひとりの人権が尊重され、権利が守られなければなりません。

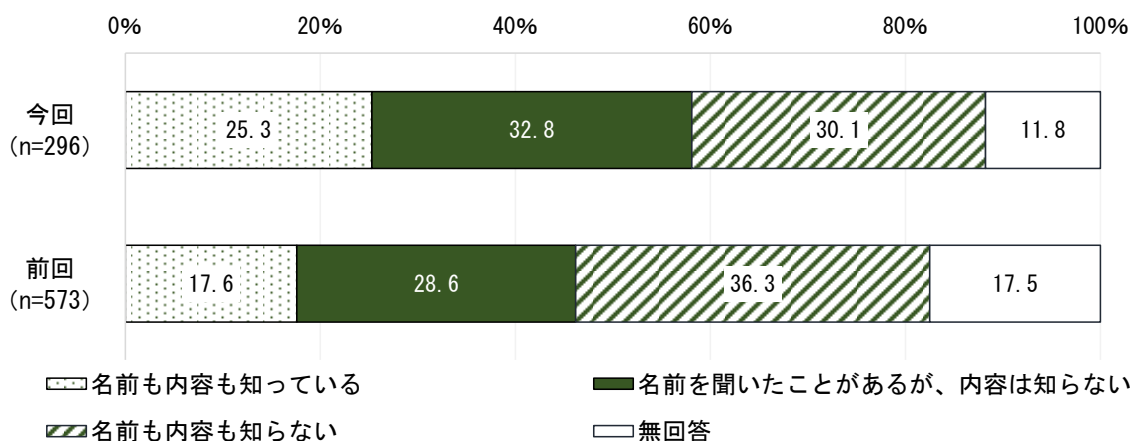
障害のある人の権利を擁護するための制度として、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業(まもりーぶ)」や後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」などがあります。

町では、こうした権利擁護に関する制度の周知を図っており、アンケート調査の結果をみても、成年後見制度の「名前も内容も知らない」割合が6.2ポイント減少し、「名前も内容も知っている」が7.7ポイント増加していることから、制度の周知は進んでいる状況となっています。

また、虐待や差別の防止に向けて、涌谷町自立支援協議会への参加などにより、関係機関と連携を図りながら実態の把握に努めつつ、事業所などに対する理解啓発を進めているところですが、各事業所や企業において、差別解消の取組や合理的配慮の浸透が課題となっています。平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が令和3年5月に改正され、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化されます。

こうしたことから、人権や権利擁護に関する制度や取組について事業所や地域住民に周知を図り、障害によって偏見や差別、虐待といった人権を侵す行為により不利益を被ることのない地域づくりを進める必要があります。

■成年後見制度の認知状況



【施策の方向性】

障害のある人への虐待の防止、早期発見、早期対応に向けて、障害者虐待防止法や地域での見守りなどについて、事業所や関係機関、地域の方々に積極的に発信します。

また、社会福祉協議会による相談・支援センターを中心とした各種相談への対応に努めるとともに、宮城県社会福祉協議会と協力しながら、権利擁護に関する事業について本人や家族に説明を行うなど支援に努めます。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象	役 割・行 動
自助：障害のある人	→ ・制度に対する理解を深める
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障害のある人の人権を尊重
公助：行政（町・関係機関）	→ ・人権や制度に関する情報提供 ・制度を利用しやすい体制づくり

【主な取組内容】

1-2-1 障害者虐待の防止

- 基幹相談支援センター※や福祉課を中心に、家族などに対する相談支援や交流機会の充実、家族などが抱える課題の解決に向けた支援などを展開し、養護者の心身の負担軽減を図ります。
- 障害者施設などに働きかけ、従事者の虐待防止に対する理解を深める取組や虐待を早期発見・対応するための仕組みの整備を促進します。
- 関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の構築・強化を図ります。
- 虐待防止法の趣旨及び内容について、積極的に関係機関・団体や学校、地域住民への周知を図ります。

1-2-2 障害を理由とする差別解消に向けた啓発

- 施設、職場、家庭など様々な場面における直接的・間接的差別の禁止に向け、障害に対する偏見や社会的排除、制約など、障害に基づくあらゆる差別に対する認識を深めるための啓発活動を事業所などの関係機関のみならず、地域の方々へも広く行います。
- 障害を理由とした差別に対する相談に適切に対応できる体制を整備するとともに、県や専門的機関との連携強化を図ります。
- 広報・啓発活動などを通して、障害特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供の義務についての周知を図り、日常生活及び社会生活上における様々な場面で合理的配慮の提供を促進します。

1-2-3 成年後見制度等の活用の推進

- 宮城県社会福祉協議会と協力しながら、判断能力が十分でなく福祉サービスや日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の周知や利用者への適切な支援を行います。
- 成年後見制度の周知を強化し、制度を必要とする人が必要なときに活用できるよう活用支援を図ります。

※ 基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点として地域の実情に応じて、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取組、④地域移行・地域定着の業務を行う機関です。

施策1-3 誰もが住みやすいまちづくりの推進

【現状と課題】

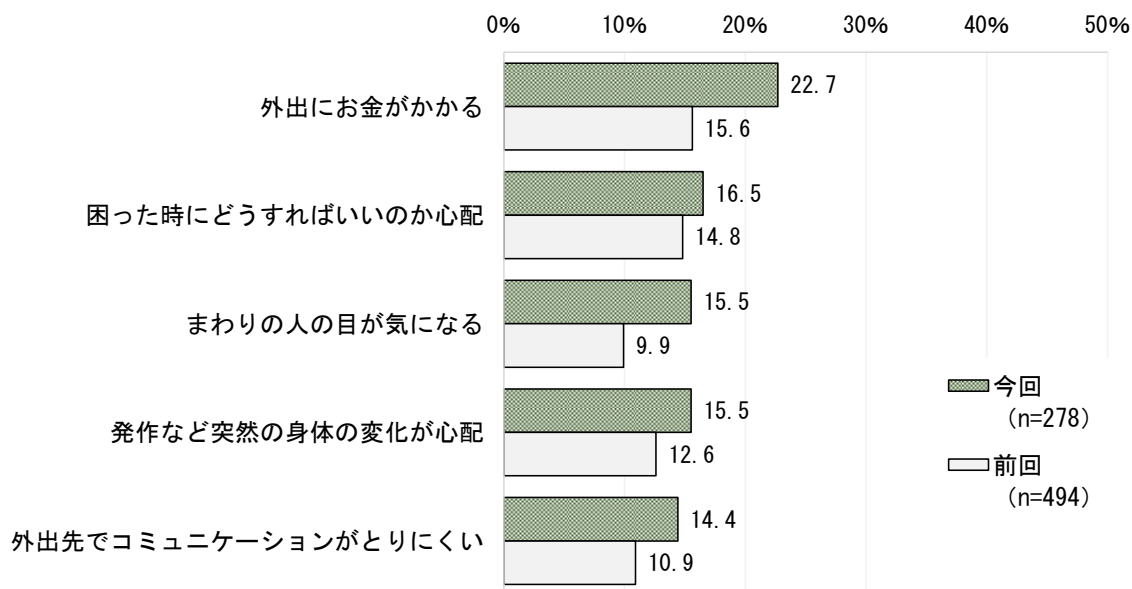
障害の有無にかかわらず誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（障壁）を取り除き、誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン※」を意識した取組を推進する必要があります。

アンケートの調査結果では、「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん」の回答が減少している一方で、「外出にお金がかかる」や「まわりの人の目が気になる」といった項目が増加しており、ハード面だけではなく、ソフト面でも支援が求められています。

そうした中、町ではバスの運営会社に向けて障害などの理解促進に関する研修会の実施や公共施設などのバリアフリー化の推進、ICT機器などを活用した意思疎通支援など、誰もが住みやすいまちを目指しハード・ソフト両面での取組を進めているところです。

本町に暮らすすべての人に住みやすさを感じてもらえるよう、物理的・心理的なバリア（障壁）を取り除いていくとともに、マイ時刻表やICT機器を活用しながら情報アクセシビリティ※の向上を図っていく必要があります。

■外出時に困ること（上位5項目）



※ ユニバーサルデザイン: あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

※ アクセシビリティ: 本来「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などを意味し、高齢者や障害者を含め、誰もが提供される情報や機能を支障なく利用できることをいいます。

【施策の方向性】

誰もが安心して気軽に外出でき、安全に過ごすことができる地域づくりを進めるため、障害の有無や程度にかかわらず移動しやすい環境の整備や安全に暮らせる住環境の整備、障害のある人に配慮した総合的なまちづくりを推進します。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象		役 割・行 動
自助：障害のある人	→	・外出など、行動をしようとする意思
互助・共助：地域・関係団体	→	・まちなかや地域での必要に応じた支え合い
公助：行政（町・関係機関）	→	・暮らしやすいまちづくりの推進

【主な取組内容】

1-3-1 移動しやすい環境の整備

- 既存の公共建築物の点検を行い、必要に応じて改修計画を作成し、建て替えなどの機会に整備を推進します。
- 国土交通省、県土木事務所、JR、建設主管課などとバリアフリー化について調整を進めます。
- バリアフリー化改修についての財源措置について、県町村会を通じて要望していきます。
- 地域支援事業の生活支援体制整備事業を軸に、障害の有無にかかわらず、町民バスの活用周知やマイ時刻表の作成などを推進し、障害のある人の移動や外出への支援に努めます。
- 町民バス運営会社に対して、障害や高齢の理解に関する研修会を開催するなど、関係機関との協働による外出環境の整備に努めます。

1-3-2 住環境の整備・改善

- 障害に対応した住宅改造の助成制度について周知します。
- 住宅改造などに関して、専門的な知識をもつことができるよう職員のスキルの向上に努め、住宅改修の専門的な相談機会の創出に努めます。

1-3-3 情報アクセシビリティの向上

- 必要としている人に情報が届くよう、障害のある人への配慮などアクセシビリティの更なる向上を図るとともに、点字や音声による広報など、町政や施策・事業、サービスなどに関する情報提供を推進します。
- 障害特性に応じてパソコンやスマートフォンなどの情報機器を活用することができるよう、情報提供・相談支援などに努めます。
- 読み上げるタブレットの活用や「みみサポ」、手話通訳士の活用など、障害特性に応じた意思疎通支援を行います。

基本目標2 自分らしく、いきいきと生活できるまち

施策2-1 活動・活躍の場、居場所づくり

【現状と課題】

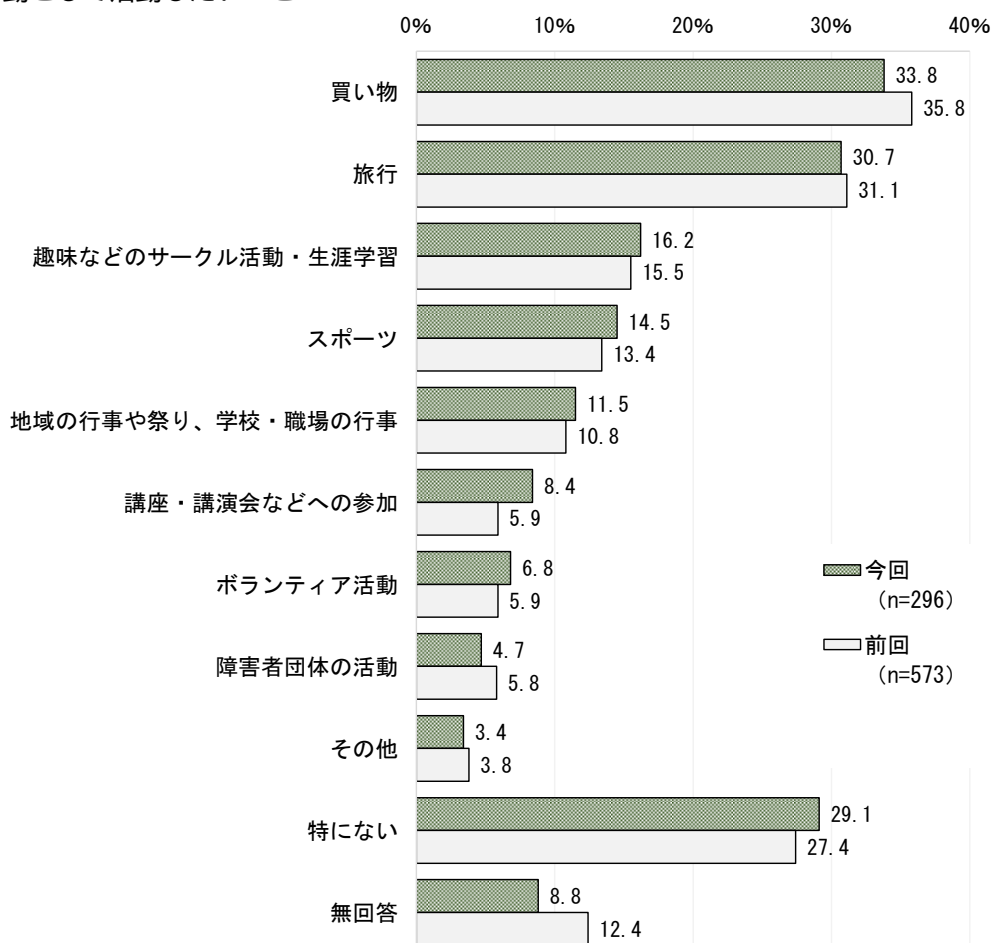
障害のある人が地域で生きがいを持って暮らしていくためには、本人の意思決定のもと、余暇活動や生きがい活動、学習活動などに参加できる環境づくりを推進していくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、余暇活動として活動したいことの内容は、前回の調査から大きな変化はなく、「買い物」「旅行」が3割で上位に挙がっている一方で、「特にない」とする人も3割となっています。また、地域活動などへの参加の妨げとなる要因として、「健康や体力に自信がない」、「どのような活動が行われているか知らない」が上位に挙がる中、「参加したくなるようなものがない」が前回の調査から8.7ポイント増加し、上位に加わっています。

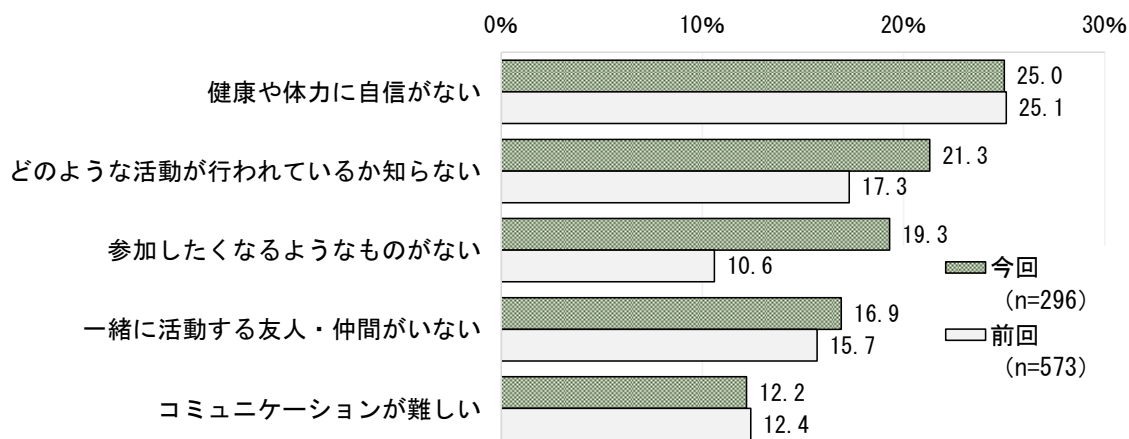
町では、関係団体によるスポーツ・文化活動への支援やイベントの開催、交流機会の創出支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部縮小や開催回数の減少もありました。

今後は、参加しやすい環境づくりやSNSを有効に活用するなど活動・イベントの周知を工夫するとともに、活動の支援者の育成にも力を入れ、活動を継続的なものとするこことで、生きがいづくりにつなげていく必要があります。

■余暇活動として活動したいこと



■地域活動などへの参加の妨げとなること（上位5項目）



【施策の方向性】

各種イベントやレクリエーション活動などの充実により参加を促進し、地域とのつながりや仲間づくりを図ります。

また、活動の支援者の育成を進め、障害のある人が文化芸術活動に親しむことができる環境の整備を図るとともに、活動の成果を発表、展示する機会を充実させます。

併せて、誰もが気軽に集い、交流できる場を積極的に創出し、居場所づくりを促進します。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象	役 割・行 動
自助：障害のある人	→ ・興味のある活動への積極的な参加
互助・共助：地域・関係団体	→ ・共に活動する意識（障害への理解）
公助：行政（町・関係機関）	→ ・活動参加への支援（情報提供・移動支援なども含む）

【主な取組内容】

2-1-1 気軽に参加できるイベント等の充実

- ボランティアや関係団体への支援を拡大し、各種イベントなどにおけるボランティア参加の促進を図ります。
- 身体障害者福祉協会の活動支援や障害者施設へのレクリエーション物品などの貸し出し支援を行い、活動の充実を図ります。
- 障害者イベントの開催やイベント時にブース出店を行うなど、障害者団体などが行うイベントの開催や活動に対する支援を行います。

2-1-2 スポーツ、文化芸術活動の支援

- 関係団体などと連携しながら、スポーツ・レクリエーション、文化活動などを行うサークル活動を支援します。
- 本人の意向をくみ取り、障害に理解のある指導者の招へいに努めるとともに、育成方法について検討を進めます。
- 公民館活動などの生涯学習推進事業において、障害の有無にかかわらず参加できる活動機会の提供に努めます。

2-1-3 日中活動の場、居場所の創出

- 地域活動支援センターなどによる創作的活動や生産活動の機会の提供を図るとともに、地域との交流機会の更なる充実を図ります。
- 事業の周知や関係機関との連携強化を図ります。

2-1-4 活動、支援内容の周知

- 障がい福祉ガイドブックを活用して、福祉サービスや制度の相談窓口などの周知に努めます。
- 町のSNSやホームページ、社会福祉協議会が発行するガイドブックなどを活用して、各種イベントやサークル活動、町及び関係団体が行っている活動支援などの情報を周知し、参加促進を図ります。

施策2-2 多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもたちの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むため、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による教育を推進していくことが重要となります。

また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育システム」の推進も必要となります。

現在、町の小・中学校にはそれぞれ特別支援学級が設置されており、障害児一人ひとりに応じた教育を行っています。一方で、保育所・幼稚園などにおける障害児の受け入れについては、これまで特化した取組は行えておらず、専門スタッフの訪問などにより対応している状況です。

今後、「インクルーシブ教育システム」の推進を図るため、合理的配慮がなされた教育環境の整備を図るとともに、専門スタッフの確保や交流機会の更なる充実を図っていく必要があります。

■特別支援学級数・児童・生徒数

(単位：校・学級・人)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
幼稚園・保育所（園）					
障害児保育実施施設	0	0	0	0	0
小学校					
特別支援学級を設置する学校数	3	3	3	3	3
特別支援学級数	7	6	6	6	6
特別支援学級児童数	16	16	18	18	16
中学校					
特別支援学級を設置する学校数	1	1	1	1	1
特別支援学級数	2	3	3	3	2
特別支援学級生徒数	9	12	9	6	4

【施策の方向性】

障害のある子どもたちが、将来に向けて自らの生き方、暮らし方を選択できるよう、一人ひとりのニーズに応じながら、就学前から卒業までの切れ目ない指導・支援を受けることができる体制の強化と教育環境の整備を進めます。また、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの整備を進めるとともに、障害に対する理解を深めるための取組を推進します。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象		役 割・行 動
自助：障害のある人	→	・学ぼうという意欲（可能性を広げる努力）
互助・共助：地域・関係団体	→	・共に学ぶ環境（障害への理解） ・生活・進路に対する適切な指導
公助：行政（町・関係機関）	→	・健全育成に向けた支援 ・障害の有無にかかわらず共に学ぶことのできる環境整備

【主な取組内容】

2-2-1 切れ目のない支援体制の充実

- 乳幼児期から学校卒業後を含めた生涯にわたる一貫した効果的な相談支援を進めるため、保健、福祉、医療、教育、就労分野における各関係機関による連携強化と情報共有の仕組みの構築・強化を図ります。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を図ります。

2-2-2 障害児保育・教育の充実

- 保育所・幼稚園などにおける障害児の受け入れ体制と障害特性に配慮した保育の充実を図ります。
- 保育士、幼稚園教諭及び保護者の障害に対する正しい知識の習得と理解を深めるための取組を促進し、資質向上を図ります。
- 保護者や幼稚園・保育所などと相談しながら希望に応じて専門スタッフの派遣についての調整を行い、保護者や保育士などが適切な関わりを持てるよう支援を行います。

2-2-3 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の充実

- 一人ひとりの発達段階や障害の特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。
- 教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害特性に対応した情報機器など学習を支援する機器・設備などの整備に努めます。
- 学校連携会議などへの出席を通じて、各年代の学校との連携・情報共有を図り、卒業後などに向けての関係を構築する。

2-2-4 インクルーシブ教育システムに対する理解促進

- インクルーシブ教育システムの推進に向けて、地域住民の理解・協力が得られるよう、地域の小中学校が特別支援学校の在籍児童・生徒と積極的に交流・共同学習を行うなどにより、その意義や合理的配慮などに対する理解促進を図ります。

施策2-3 雇用の促進と就労支援の充実

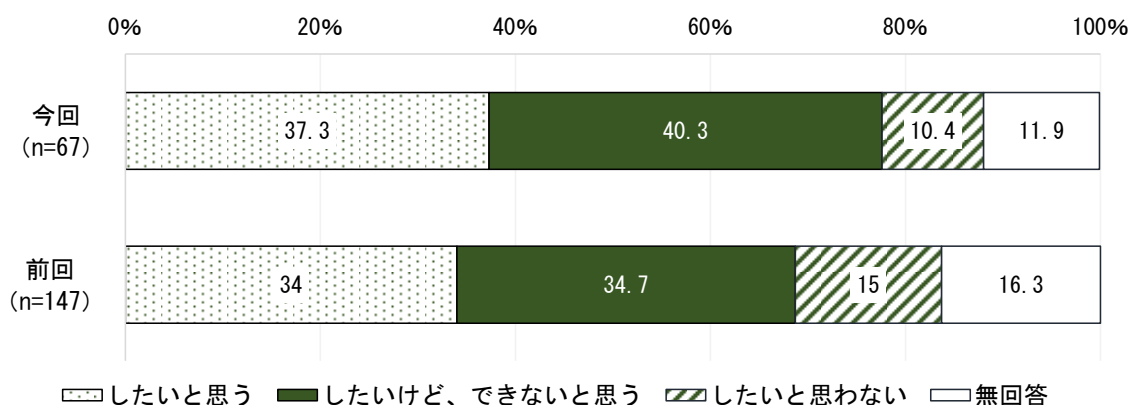
【現状と課題】

障害のある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが重要となります。

アンケート調査では今後の就労意向として、仕事を「したいけど、できないと思う」が4割を占め、前回の調査から5.6ポイント増加していることから、働く意欲をもちつつも働くことができない方も多い状況がうかがえます。障害のある人が働くために必要な環境として、療育手帳を所持している方は「職場によい指導者や先輩がいること」や「福祉サービス事業所などが利用できること」の割合が比較的高いといった傾向も出ており、障害特性に合わせた就労環境の整備を推進していく必要があります。

また、町では、ハローワークや福祉サービス事業所との連携などにより、企業などへ障害に対する知識や障害特性への配慮などについて説明する機会を設けており、こうした活動を継続することで、障害があっても働きやすい雇用環境づくりや障害の特性、程度に応じた多様な働く場の創出につなげていく必要があります。

■収入を得る仕事への就労意向



【施策の方向性】

障害のある人に対する国や県の就労支援対策を町内の企業や関係機関に広く周知し、働く意欲がある障害のある人の就労移行を支援するとともに、一般就労が困難な人に対する福祉的就労の場の充実と工賃水準向上のための取組を推進します。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象	役 割・行 動
自助：障害のある人	→ ・働こうという意欲
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障害への理解、雇用促進
公助：行政（町・関係機関）	→ ・就労移行支援の提供体制の確保 ・障害者雇用への働きかけ ・就労後も見守る体制づくり（相談支援）

【主な取組内容】

2-3-1 雇用促進と就労環境の整備

- 関係機関と連携し、企業などに対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障害者雇用の一層の促進を図ります。
- 企業に対し、障害特性に応じた働きやすい環境の整備や短時間雇用、在宅就業などの普及・啓発、ICT技術などを活用した在宅就労支援などを働きかけます。
- ハローワークや福祉サービス事業所との連携を強化し、事業主に対し、募集や採用、賃金、配置、教育訓練などの場において、障害があることを理由に排除することや不利な条件とするなどの差別を禁止することや、障害特性に応じた合理的配慮についての啓発を行います。
- サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練など、就労移行支援の充実を図ります。
- トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）やジョブコーチ（職業適応援助者）、職場適応訓練制度（職場環境に慣れるための訓練）など、就労支援に係る各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。

2-3-2 多様な就労の場の確保

- サービス事業所などと連携を図りながら、障害特性に対応した就労の場の確保・充実に努めます。
- 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達法に基づき、町による障害者就労施設などからの物品などの調達の増大を図るとともに、商品力の向上や販路拡大を支援し、受注の拡大などにつなげていきます。
- 販売や農作業をはじめとする「農・福連携」、データ入力や字幕センターなどのパソコンを利用した仕事など、就労の場の拡大を図ることで就労支援を推進します。

基本目標3 安全で安心して生活できるまち

施策3-1 重層的支援体制の整備・推進

【現状と課題】

人口構造、社会構造の変化により、複合・複雑化した課題を抱える人が増えている中、障害があっても地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの固有ニーズに応じた包括的・重層的な相談支援体制が必要となります。

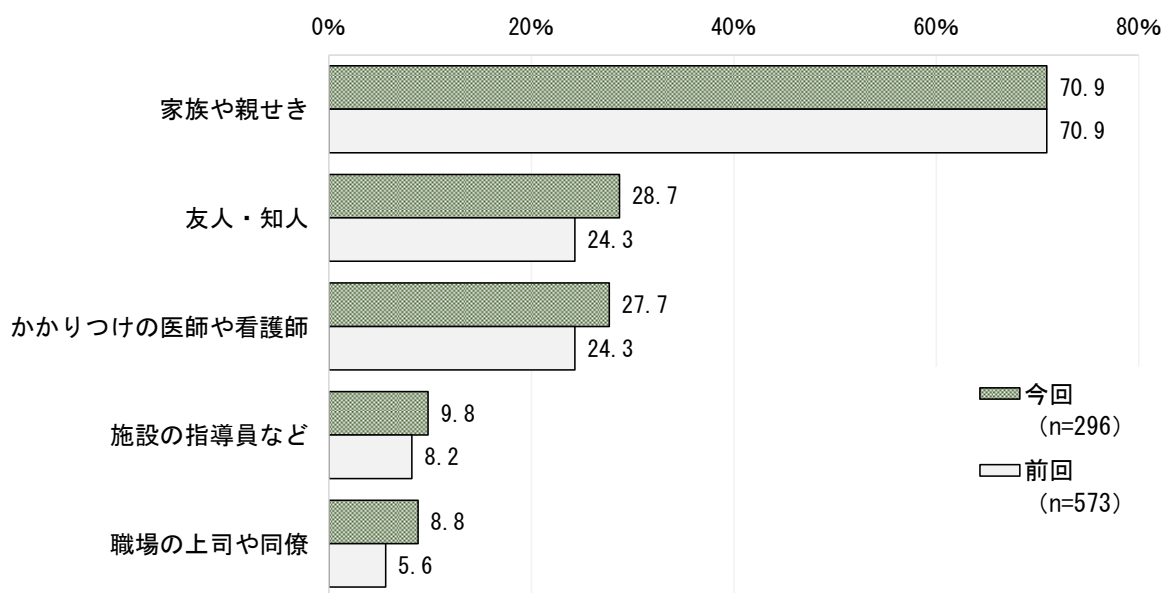
アンケート調査の結果をみると、悩みや困りごとの相談相手としては、「家族や親せき」、「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」など身近な人に相談する傾向となっています。

本町においては、令和5年度より重層的支援体制整備事業を開始し、複合・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を進めているところです。

今後も、基幹相談支援センターを中心に関係機関との連携強化を図り、一人ひとりが抱える課題や思いに寄り添ったきめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援につながっていない障害者を把握し、アウトリーチなどにより必要な支援につなげていくことが重要となります。

併せて、相談窓口や相談員の周知と気軽に相談できる体制の構築が必要となります。

■悩みや困りごとの相談相手（上位5項目）



【施策の方向性】

身近な地域で相談支援を受けることができるよう、様々な状況に対応し、包括的・重層的な相談支援を提供することのできる体制構築を図ります。

また、自己決定に基づき必要な支援を適切に受けることができるよう、利用者本位のサービス提供を推進するとともに、民生委員・児童委員や福祉推進員をはじめ、関係機関などの連携のもと、支援が必要な障害者などの把握に努め、課題に寄り添った相談支援につなげます。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象		役 割・行 動
自助：障害のある人	→	・困りごとを抱えず、誰かに相談する意思
互助・共助：地域・関係団体	→	・困りごとを町や相談事業所などの窓口につなぐ
公助：行政（町・関係機関）	→	・相談しやすい環境、迅速な対応 ・各相談窓口間での相談内容や生活課題の共有

【主な取組内容】

3-1-1 相談支援体制の充実

- 相談支援事業所や基幹相談支援センター、福祉課などにおいて各種相談を総合的に受け付け、専門機関につなげる相談体制の充実・強化を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の強化に向けて、体制づくりなどの検討を進めます。
- 涌谷町障害者自立支援協議会の定期的な開催などにより関係機関と連携強化を図り、顔の見える関係づくりを進めます。
- 障害特性についての専門的な知識を高めるとともに、周辺市町や県の関係機関と連携して、難病患者や発達障害、高次脳機能障害などを含め、障害特性に応じた専門的な相談機能の充実を図ります。
- 相談員に対し、事例検討や研修会などの参加などを通じて資質及び専門性の向上を図ります。
- 相談支援事業所相談員、居宅介護支援専門員の相互の勉強会と情報交換会の開催を通じ相互理解を深めます。

3-1-2 相談窓口等の利用促進

- 関係機関への周知や「障がい福祉ガイドブック」の活用などにより、各相談窓口や相談員などの周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員や福祉推進員、相談支援事業所相談員をはじめ、保健、福祉、医療などの関係機関などと連携し、支援が必要な障害者などの把握に努め、相談支援につなげます。

3-1-3 社会参加支援の推進

- 重層的支援体制整備事業における参加支援事業検討会を年4回開催し、各々の機能と役割を共有するなど、参加支援に向けた情報交換を行い、本人・世帯の状態に寄り添いながら、社会とのつながりの回復を支援します。
- 生きづらさを抱える本人の居場所として町内外7か所の居場所を取材して、居場所をまとめたガイドブックを作成し関係機関に配布しています。

3-1-4 利用者本位のサービス提供の推進

- 一人ひとりの支援ニーズや障害特性に応じた利用者本位のサービス提供を推進するため、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 自ら意思を決定することが困難な障害のある人がサービスを適切に利用することができるよう、サービスなど利用計画の作成における意思決定の支援を図ります。

施策3-2 障害福祉サービス等の充実

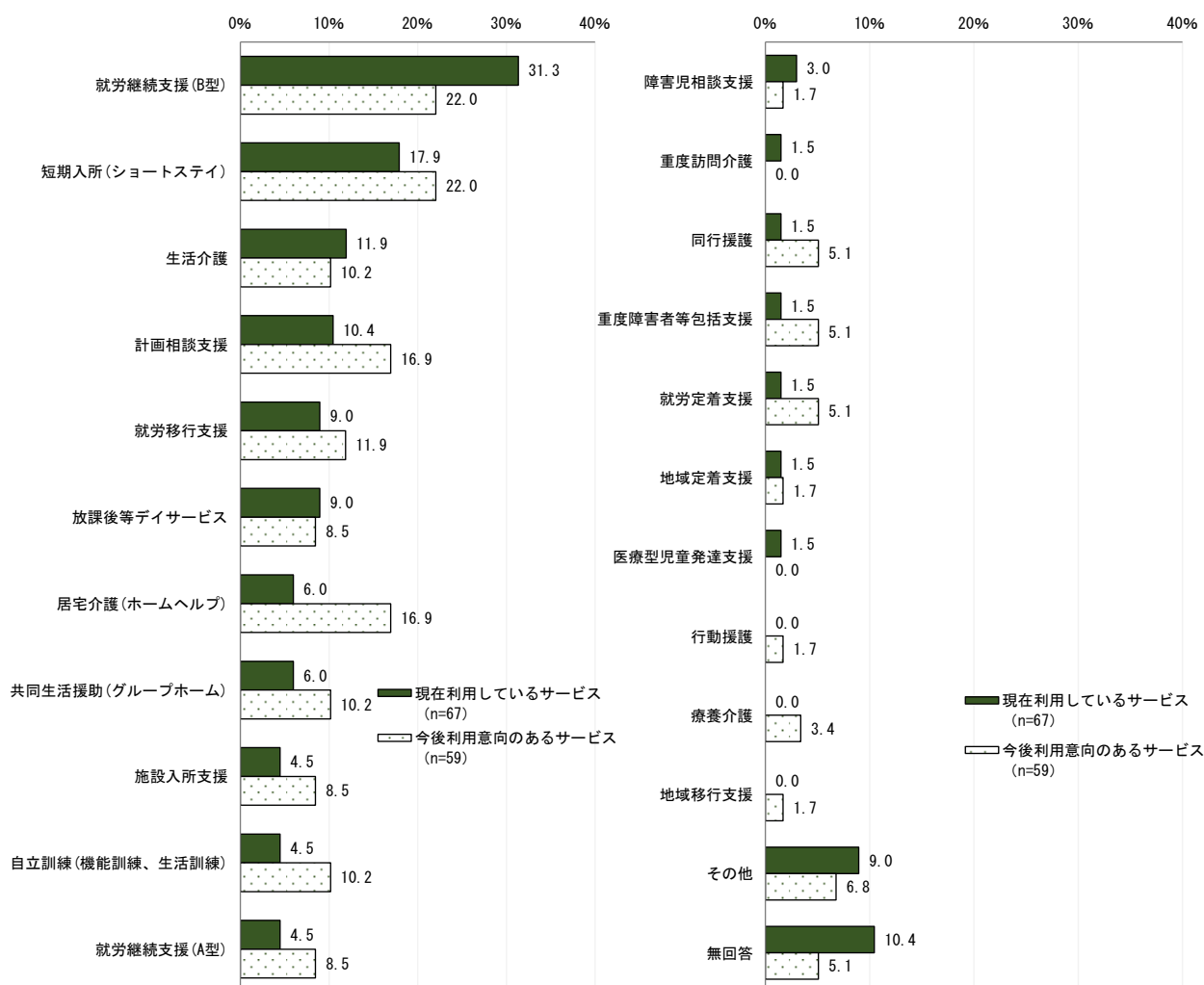
【現状と課題】

障害のある人が安心して地域で暮らしていくためには、個々の支援ニーズに応じたきめ細かな福祉サービスが提供される基盤の充実を図っていく必要があります。また、家族介護者の高齢化も進んでおり、家族などの負担を軽減し、地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

アンケート調査の結果をみると、現在の利用と比較して、今後の利用意向が5ポイント以上高いサービスは、「居宅介護(ホームヘルプ)」(10.9ポイント)、「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(5.7ポイント)が挙げられており、こうしたニーズも踏まえたサービス提供体制の整備を進める必要があります。

また、本町では9つの事業所により、障害福祉サービスが提供されており、こうした事業所や近隣の事業所と連携を図るとともに、ニーズに応じて新たな事業所の参入も促しながら体制の確保に努めていく必要があります。

■現在利用しているサービス・今後利用意向のあるサービス



■涌谷町内の障害福祉サービス提供事業所（令和5年12月現在）

事業所名	提供サービス
共生の森グループホーム1号館	共同生活援助
社会福祉法人共生の森就労支援 継続支援B型事業所	就労継続支援(B型)
相談支援事業所 リーモ	計画相談支援、障害児相談支援
にじいろてらす	就労継続支援(B型)
相談支援事業所 Piece	計画相談支援、障害児相談支援
結の郷わくや	生活介護、短期入所、
ゆうらいふホームヘルプサービス	居宅介護、重度訪問介護
涌谷とうふ店	就労継続支援(A型)
涌谷・放送字幕作成センター	就労継続支援(A型)

資料：WAM-NET

【施策の方向性】

障害のある人へのサービスの充実に向けて、現在提供しているサービスを必要な人に確実に提供できるよう、様々な機会を活用して周知を図るとともに、障害の特性に応じて広く情報提供し、サービスの利用促進を図ります。

また、施設や病院などから地域生活への移行を支援するため、生活の場となるグループホームなどの整備を検討するとともに、関係機関などが連携し、生活全般にわたる支援の充実に図ります。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象	役 割・行 動
自助：障害のある人	→ ・サービスや支援の理解、必要に応じた利用
互助・共助：地域・関係団体	→ ・障害のある人への活動支援
公助：行政（町・関係機関）	→ ・サービスや支援についての周知・相談 ・安定したサービスの供給

【主な取組内容】

3-2-1 サービス提供基盤の充実

- 近隣市町との連携を強化しながら、本町の障害者・児が利用できるサービス提供事業所の確保を図ります。
- サービス提供事業所と定期的な情報交換を行うなど連携しながら、支援ニーズに応じた創意工夫によるきめ細かなサービス提供を促進します。

3-2-2 地域生活への移行支援

- 精神障害者とその家族が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、保健・医療・福祉関係者による顔の見える関係づくりを行うなど、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 適切な見込み量の算出や利用ニーズなども勘案し、地域における生活の場としてグループホームの整備も含めて慎重に検討します。

3-2-3 障害児支援の充実

- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けます。
- 障害児が通う保育所・幼稚園などに専門的スタッフが訪問し、障害児及び保育士などに対して専門的な支援を行います。

3-2-4 家族等に対する支援の充実

- 緊急時及び一時的な休息のための短期入所や預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 介護などを行う家族や支援者などが集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。

3-2-5 マンパワーの確保と質の向上

- 広く人材を求めため、宮城県社会福祉協議会で開催している職場説明会などを活用します。
- 自立支援協議会などにおいて事例検討を重ねていくことにより、サービスの質の向上を図ります。
- 研修会の開催などを積極的に行い、人材の確保に努めます。

施策3-3 保健・医療の充実と連携強化

【現状と課題】

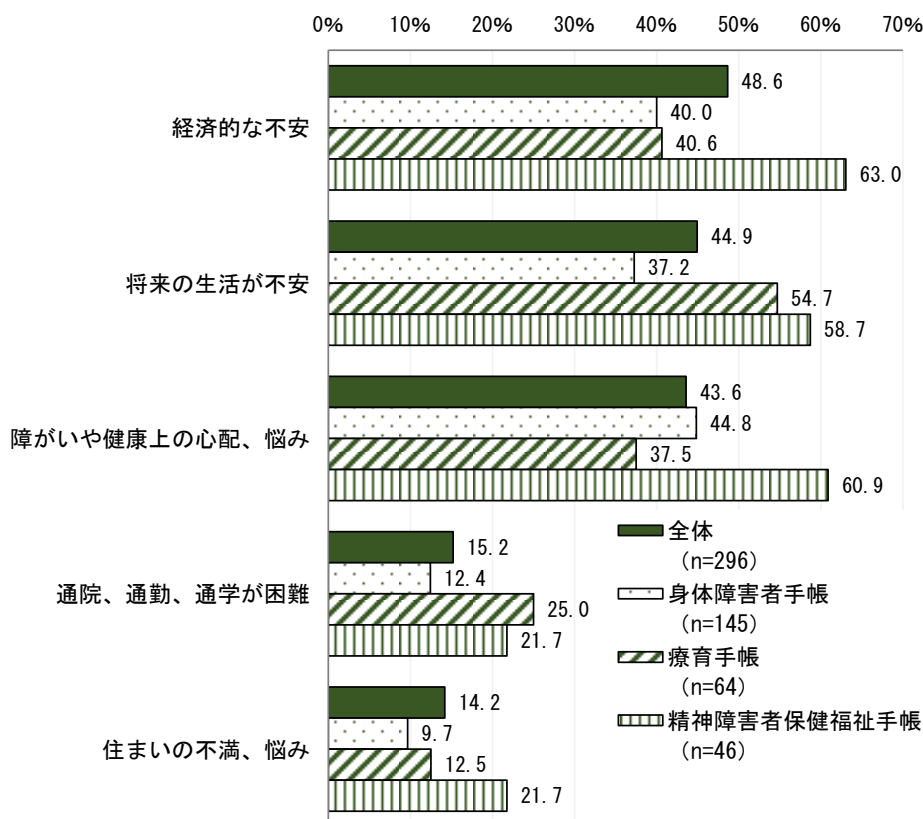
障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で一人ひとりの状態に合わせた医療を受けることができるとともに、その有する能力や機能を十分発揮できるよう適切なリハビリテーションを受けることのできる環境づくりが必要です。

また、妊娠、出産期や幼児期から高齢期に至るまで、切れ目のない保健・医療・福祉サービスの提供により、障害の重度化や疾病の予防、早期発見と適切な治療につなげていく体制が必要となります。

アンケートの調査結果をみると、現在の困りごとや将来に対する不安・悩みとして「障害や健康上の心配、悩み」や「通院、通勤、通学が困難」といった項目が挙がっており、身近な地域に医療体制が整備されていることは安心した生活にできる要因の一つとなります。こうしたことから地域医療体制の確保を含め、涌谷町国民健康保険病院及び近隣医療機関との連携を図りながら、障害に対する理解や専門性の向上を図ります。

また、疾病予防及び早期発見においては、ライフステージに合わせて健康診査や健康教育などの各種保健事業を実施し、健康状態の把握や健康づくりの促進を図るとともに、必要に応じて精密検査や専門的な機関につなげており、今後は、関係機関と連携しながら、発達障害や高次脳機能障害、難病などへの適切な対応に向けた体制の強化を推進していきます。

■現在の困りごとや将来に対する不安・悩み（上位5項目）



【施策の方向性】

学校、企業・地域などと連携しながら、障害の原因となる生活習慣病の予防やこころの健康づくりの取組を推進するとともに、障害の状況にかかわらず、必要な支援を受けながら地域で暮らすことができるよう、質の高い保健・福祉・医療サービスの提供体制の充実に努めます

また、適切な保健指導、医療、リハビリテーションなどを行うとともに、障害の原因となる疾病の予防・治療が可能なものについては、早期発見、早期治療につながるよう、保健活動の充実に努めます。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象		役 割・行 動
自助：障害のある人	→	・健診などを定期的を受診 ・必要な医療を受ける
互助・共助：地域・関係団体	→	・緊急時の支え合い
公助：行政（町・関係機関）	→	・受診しやすい保健サービスの提供 ・継続的な支援体制医療に対する負担軽減 ・コミュニケーションに関する支援

【主な取組内容】

3-3-1 早期発見、療育の推進

- 乳幼児や妊産婦、高齢者をはじめ、各ライフステージにおける各種健康診査・検診の受診を促進し、疾病などの早期発見と適切な治療・療育へとつなげます。
- 健診などにおいて疾病や発育発達に遅れがみられた場合は、関係機関と連携を図りながら、家族への助言・指導や適切な療育の情報提供などの支援を行い、早期の適切な対応につなげます。

3-3-2 疾病等の予防

- 障害の原因となる脳血管疾患、糖尿病などのいわゆる生活習慣病の予防のため、健康教育や健康診査・保健指導など、健康増進事業の一層の充実に努めます。

3-3-3 医療体制の充実

- 様々な障害について理解し、専門的な治療やリハビリを受けることができる医療機関の充実を図ります。また、医療機関についての情報提供に努めるなど、必要な医療を受けることができるための支援を行います。
- 地域で安心して生活を送るために、近隣の医療機関、訪問看護ステーションと連携した広域的な医療体制の構築に努めます。
- 医療的ケアに対応するため、事業所、人材の確保・育成に努めます。

3-3-4 こころの健康づくりの推進

- 学校や企業・地域などと連携の強化を図りながら、心の健康づくりのための取組を推進します。
- 健康相談や電話相談において、心の問題に対する相談を受け付けるとともに、「こころの健康相談」をはじめ、精神保健に係る各種相談窓口の周知を図ります。
- 精神疾患に関する正しい知識の普及、啓発を図り、早期受診、早期治療の促進を図ります。

施策3-4 防災・防犯対策の充実

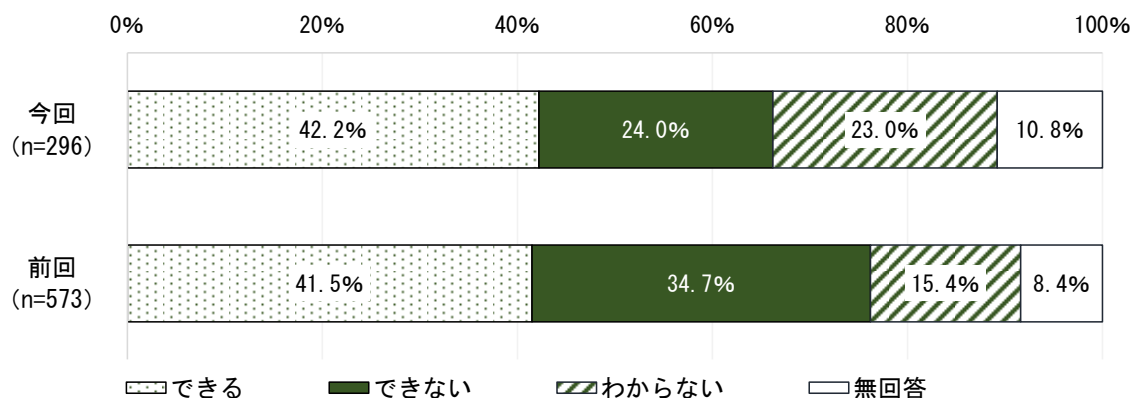
【現状と課題】

大規模な自然災害が発生する度に、地域におけるコミュニティの重要性が唱えられており、地域住民の理解と協力を得ながら、障害のある人が安全に避難し、安心して避難生活を送ることができ環境・体制を確保することが重要となります。

アンケート調査の結果をみると、災害時に一人で避難「できない」と回答した方は、前回から減少しているものの、「わからない」の回答は増加しています。また、災害時に困ることとして「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」ことが上位にあり、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制の構築を図るとともに、障害特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができる避難所運営の体制構築が求められています。

防犯対策では、障害特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高いほか、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

■災害時に一人で避難できるか



【施策の方向性】

個別避難計画[※]の作成を推進し、災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、障害特性に応じた適切な情報提供を行いつつ、地域との連携・協力のもと、障害者の避難支援体制の強化を図るとともに、避難生活においても必要な福祉・医療サービスの継続を行うことができる体制の整備を推進します。また、犯罪被害や消費者被害など様々な危険や不安から障害のある人を守ることができるよう、地域の安全対策を推進します。

※ 個別避難計画：災害時避難行動要支援者（要援護者）に対して、災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、避難支援等に必要な事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するものです。

【協働による取組（期待する役割）】

対 象	役 割・行 動
自助：障害のある人	→ ・地域へ支援を求める意思の表明
互助・共助：地域・関係団体	→ ・日常・非常時に支え合う意識 ・安全・安心な暮らしへの心がけ
公助：行政（町・関係機関）	→ ・要配慮者・避難行動要支援者の把握 ・関係機関や地域団体との連携 ・支援体制の継続的な運用（情報共有など）

【主な取組内容】

3-4-1 防災対策の推進

- 災害時に配慮が必要な障害者の把握と名簿づくりを進めるとともに、地域や事業所などの協力・連携のもと、一人ひとりの障害の状態や生活状況に応じて安全に避難できるための支援体制の強化を図ります。
- 災害発生時において又は緊急時において、当事者と迅速かつ的確に情報が共有できるよう、障害特性に応じた伝達体制づくりを図ります。
- 災害時の避難場所などにおいて、障害者に配慮した環境整備と医療・介護体制の確保に努めます。
- 医療機関や障害者施設などの協力を得ながら、障害者が安全・安心して過ごすことができる福祉避難所の運営に努めます。
- 様々な災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応が行えるための準備を推進するとともに、障害者や家族などへの積極的な参加と住民への啓発活動を行います。
- 福祉避難所を訪問して支援に当たるなど、災害発生時により具体的な行動を示すことができるよう、支援を行います。
- 災害時などに活用することができるよう、適宜、「おらほの支えあいマップ」を更新します。

3-4-2 防犯対策の推進

- 関係機関と連携強化を図り、犯罪に巻き込まれないための対策や行動などについての啓発活動を推進します。
- 民生委員・児童委員や行政区長、ボランティア及び関係機関などと連携し、消費者被害などの防犯対策に関する情報発信を行いながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。
- 消費者被害防止に向けた意識啓発・広報活動、消費者教育などの充実に努めるとともに、消費生活相談員や関係機関との連携・協力体制のもと、配慮を要する障害者などの特殊詐欺や悪質商法による被害の早期発見・被害回復に努めます。

第3部 障害福祉計画

第1章 障害福祉計画について

第1節 障害福祉計画について

本計画は、本町で暮らす障害のある人たちが、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めるものです。

第7期障害福祉計画では、第6期（令和3年度から令和5年度）に係る各年度のサービス見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの見込量などの計画を定めます。

第2節 障害福祉サービスの基本方針

本町における障害福祉サービスの基本方針を次のとおり掲げます。

- 障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要なサービスや支援を受けて、自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を推進します。
- 障害の程度や種別にかかわらず、住み慣れた地域で希望する障害福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービスなどの提供体制の確保を図ります。

第2章 前計画における成果目標の達成状況

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づきつつ、本町の状況を踏まえ設定した目標は、「令和5年度末までの地域生活移行者数」を1人、「施設入所者数の削減数」を1人としており、どちらの実績も1人で目標を達成している状況です。

■達成状況

項目	目標値	実績値
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人 (6.25%)	1人
施設入所者数の削減	1人 (6.3%)	1人

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

圏域に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としており、大崎圏域の1市4町で構成している、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議の中で、検討などを行っていますが、設置にはいたっていません。

また、精神障害者における障害福祉サービス種別の利用については、共同生活援助の利用が4人で目標値の3人を上回っています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有	無
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	0回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	0回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人 (令和5年9月時点)
精神障害者の地域定着支援	0人	0人 (令和5年9月時点)
精神障害者の共同生活援助	3人	4人 (令和5年9月時点)
精神障害者の自立生活援助	0人	0人 (令和5年9月時点)

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

平成30年4月に、町単独で多機能拠点整備型の地域生活支援拠点（結の郷）を設置しており、機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年1回実施しています。

■達成状況

項目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施	年1回	年1回

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行として、「就労移行者数」、「就労定着支援事業利用者数」、「就労定着率」の目標を掲げています。就労移行支援事業からの一般就労移行者数が1人いますが、就労継続支援事業（A型・B型）からの移行や就労定着支援事業利用者、就労定着率が8割以上の事業所は現在ありません。

（1）就労移行者数

■達成状況

項目	目標値	実績値
令和5度の一般就労移行者数	3人 (1.50倍)	1人 (令和5年9月時点)
令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人 (1.00倍)	1人 (令和5年9月時点)
令和5年度の就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1人 (-倍)	0人 (令和5年9月時点)
令和5年度の就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人 (1.00倍)	0人 (令和5年9月時点)

（2）就労定着支援事業利用者数

■達成状況

項目	目標値	実績値
令和5年度中の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者数	2人 (7割※)	0人 (令和5年9月時点)

※令和5年度中の一般就労移行者の7割が就労定着支援事業所を利用する

（3）就労定着率

■達成状況

項目	目標値	実績値
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	なし (令和5年9月時点)

第5節 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制確保のため、町内に基幹相談支援センターを設置しています。

また、町内の相談支援事業者に対する専門的な指導や助言、人材育成の支援、事例検討・情報交換などによる連携強化の取組を行っています。

(1) 総合的・専門的な相談支援

■達成状況

項目	目標値	実績値
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有 (令和5年9月時点)

(2) 地域の相談支援体制の強化

■達成状況

項目	目標値	実績値
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	6件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	6回

第6節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県が実施する研修などに町の職員が参加し、障害福祉サービスなどの質を向上させるための取組を行っています。

しかし、障害者自立支援審査支払などシステムによる審査結果の分析を行っているものの、各事業所や他自治体との情報共有については体制を構築できておらず、今後検討を進める必要があります。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■達成状況

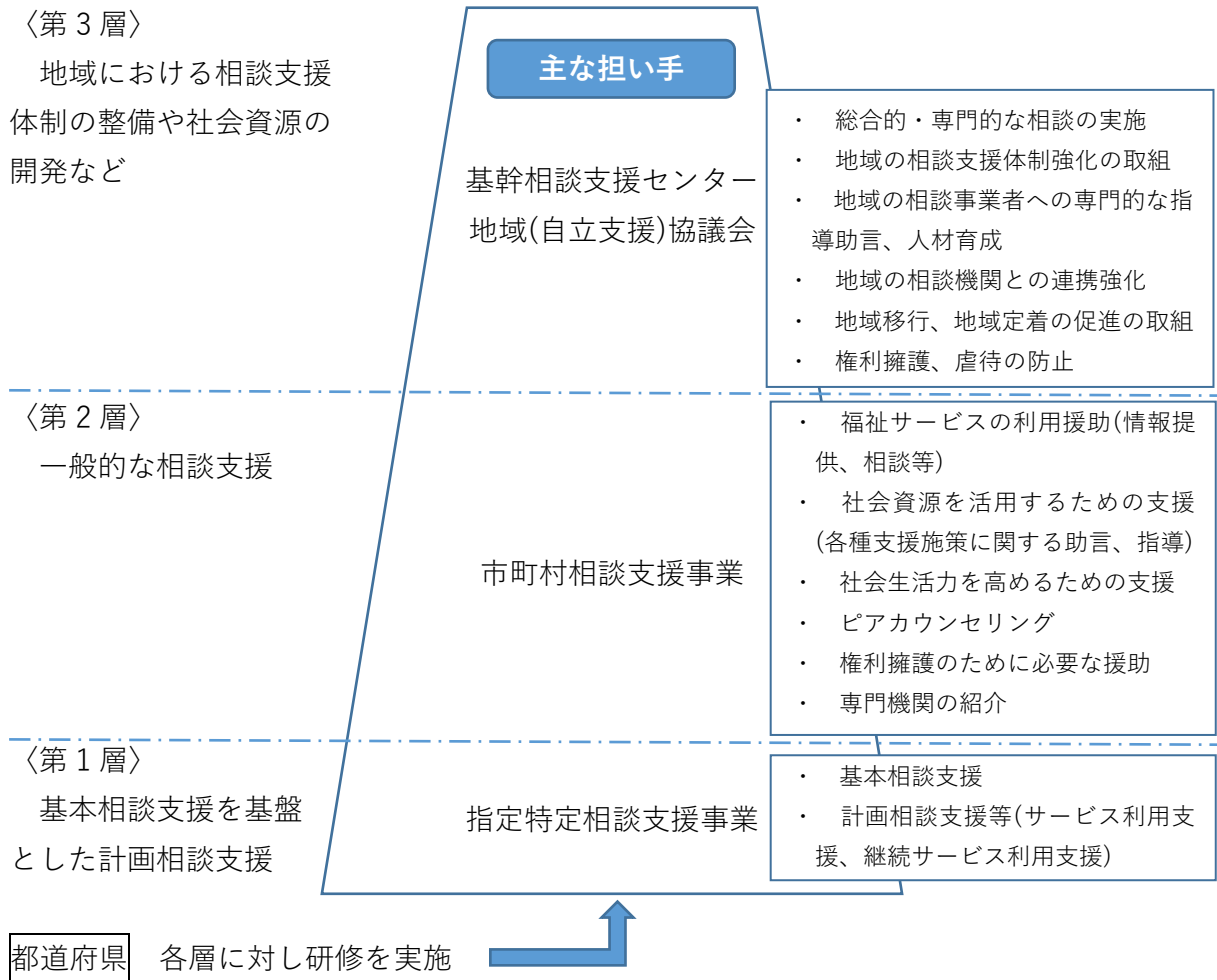
項目	目標値	実績値
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1人	1人

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■達成状況

項目	目標値	実績値
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有した回数	1回	0回

【参考】 現行の重層的な相談支援体制



第7節 発達障害者等に対する支援

発達障害者などに関する支援として、大崎圏域内で支援プログラム、ペアレントメンター※養成研修及びピアサポート※の活動などに関する提供体制の確保に努めていますが、現在、本町での実績はありません。

※ ペアレントメンター:メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

※ ピアサポート:同じような共通項と対等性をもつ人同士(ピア)の支え合いを表す。障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えることです。

第3章 本計画における成果目標

第1節 施設入所者の地域生活への移行

本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- 令和8年度末における地域生活への移行者数について、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上とする。

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数	16人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数	15人	令和8年度末時点の施設入所見込み人員 (令和4年度末の6.25%以上削減)
【目標値】 地域生活移行者数地域移行者数	1人	令和4年度末施設入所者数の6.25%を 地域生活へ移行

第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の定める「精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均日数」、「入院後の退院率」は原則として都道府県が定める目標値であるため、本町では次のとおり活動指標を定め、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

■国が示す基本的な考え方

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については、84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

※上記項目については県で設定。

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	有	令和8年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する
【目標値】 開催回数	年1回	協議の場の1年間の開催回数の見込み
【目標値】 保健、医療及び福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	5人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込み

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 精神障害者の地域移行支援利用者数	0人	地域移行支援の利用が見込まれる者の数などを勘案した利用者数の見込み
【目標値】 精神障害者の地域定着支援利用者数	0人	地域定着支援の利用が見込まれる者の数などを勘案した利用者数の見込み
【目標値】 精神障害者の地域共同生活援助利用者数	4人	共同生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案した利用者数の見込み
【目標値】 精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	自立生活援助の利用が見込まれる者の数などを勘案した利用者数の見込み

第3節 地域生活支援拠点等の整備

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能をもつ地域生活支援拠点について、本町では「多機能拠点整備型」として1か所整備されており、今後も維持に努めます。

また、地域における効果的な支援体制構築のため、コーディネーターの役割と配置場所などについて検討を行い、令和8年度までに1名の配置を目指します。

強度行動障害※を有する障害者に係る状況や支援ニーズの把握をはじめとする支援体制の整備については、各関連施設や事業所と連携し、整備に向けた調整を図ります。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	地域生活支援拠点の設置数
【目標値】 コーディネーター配置	1人	コーディネーターの配置人数
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回	支援の実績などを踏まえた運用状況の検証・検討の1年間の実施回数の見込み

項目	整備時期	考え方
【目標値】 強度行動障害者への支援体制整備	令和8年度	強度行動障害者への支援体制の整備時期

※ 強度行動障害：自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。

第4節 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行に当たっては、相談支援やサービス提供事業所をはじめ、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、一般就労を希望する方への不安解消に努めるとともに、企業などへ働きかけ、法定雇用率をはじめ、障害者の一般就労に向けた理解促進に努めます。

また、障害の多様性や高齢化といった現在のサービス利用者の状況や雇用環境を踏まえ、本町の状況に即した就労の選択、一般就労への移行及び職場定着を推進します。

■国が示す基本的な考え方

- 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業の一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援は、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の就労継続支援A型事業については、おおむね1.29倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.28倍以上を目指すこととする。
- 令和8年度末までに、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数について、令和8年度の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着支援利用後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	3人	令和3年度の実績
【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数	6人	令和3年度の実績の1.33倍

① 就労移行支援事業における一般就労への移行者数

■ 涌谷町の目標設定

項目	数 値	考 え 方
令和3年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	3人	令和3年度の実績
【目標値】 令和8年度末の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	4人	令和3年度の実績の1.33倍

② 就労継続支援事業における一般就労への移行者数

■ 涌谷町の目標設定

項目	数 値	考 え 方
令和3年度末の 就労継続支援事業の一般就労への 移行者数	A型 0人	令和3年度の実績
	B型 0人	
【目標値】 令和8年度末の就労継続支援事業の 一般就労への移行者数	A型 1人	令和3年度の実績は0人だが、一般就労への移行促進により、それぞれ1人の移行を目指す
	B型 1人	

(2) 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築

■ 涌谷町の目標設定

項目	整備時期	考 え 方
【目標値】 雇用や福祉等の関係機関が連携した 支援体制の構築	設置済	関係機関との連携した支援体制は構築済のため、継続する

(3) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

■ 涌谷町の目標設定

項目	数 値	考 え 方
令和3年度末の就労定着支援事業利用者数	0人	令和3年度の実績
【目標値】 令和8年度末の就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度の実績は0人だが、一般就労への移行促進により、1人の移行を目指す
【目標値】 令和8年度末の就労定着率5割以上の 事業所数の割合	50%	国の指針に基づき設定
【目標値】 令和8年度末の就労定着率7割以上の 事業所数の割合	25%	国の指針に基づき設定

第5節 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を継続するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

また、涌谷町障害者自立支援協議会などにおいて、困難事例の検討を行うなど、関係機関の連携強化による地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(1) 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	実施済	基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援を実施済のため、継続する
【目標値】 専門的な指導・助言件数	年6件	地域の相談支援体制の強化のため、各取組を実施する
【目標値】 人材育成の支援件数	年1件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年6回	

(2) 障害者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 個別事例の検討件数	年6件	協議会において、年間1件以上の検討を行う

第6節 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障害福祉サービスなどの利用状況の把握・検証や事業所との情報共有を行うとともに、県が実施する障害福祉サービスなどに係る各種研修に町の職員が参加することにより、障害福祉サービスなどの質の向上のための体制を構築します。

■国が示す基本的な考え方

○令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への市職員の参加人数

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修 その他の研修への町職員の参加人数	1人	担当職員が研修に参加する

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	体制を確保する
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	年1回	年に1回以上、審査結果を分析し、事業所などと共有する体制を確保する

第7節 発達障害者等に対する支援

発達障害者などに対する支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム※の実施、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動などの実施に努めます。

■国が示す基本的な考え方

○ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 (保護者) 5人 実施者数 (支援者) 1人	令和8年度末までに活動・支援体制を確保する
【目標値】 ペアレントメンターの人数	1人	
【目標値】 ピアサポートの活動への参加人数	5人	

※ ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。

第4章 障害福祉サービスの量の見込みと確保の方策

第1節 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある方などを対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■利用状況・見込量の考え方

利用者数、利用時間ともに計画値と同等か上回る推移となっています。

本町では居宅介護と同行援護の利用が主となっており、居宅介護の利用者数は増加を、同行援護の利用者数はこれまでと同程度を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問系サービス (居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援)	実績	実利用者数 (実人/月)	16	19	18			
	計画値		16	16	17	20	21	22
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	195	172	178			
	計画値		158	162	166	211	222	233

※令和5年度は4月から9月実績を基にした見込値（以下、同様）

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
居宅介護	実績	実利用者数 (実人/月)	15	18	17			
	計画値					19	20	21
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	190	167	172			
	計画値					204	214	225
重度訪問介護	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
同行援護	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値					1	1	1
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	5	5	6			
	計画値					7	8	8
行動援護	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
重度障害者等 包括支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
	実績	延べ利用時間数 (時間分/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

■確保の方策

利用者の加齢とともに家族も高齢化し、利用ニーズが増えることも想定されることから、関係機関と連携しながら、ヘルパーなどの人材確保に努め、サービス提供基盤の確保に努めます。

第2節 日中活動系サービス

①生活介護

■サービス内容

事業項目	事業内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、又は50歳以上で障害支援区分が2以上である人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。

■利用状況・見込量の考え方

これまで利用者は45人前後で推移しており、計画値に近い推移となっておりますが、利用日数は計画値を下回っています。

過去の利用状況を勘案し、利用人数、日数を直近3か年の平均で見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
生活介護	実績	実利用者数 (実人/月)	45	48	42			
	計画値		46	46	47	45	45	45
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	838	869	844			
	計画値		913	924	930	853	853	853
生活介護のうち重度障害者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	1	1	1			
	計画値					1	1	1

■確保の方策

今後、地域生活移行の推進が進むことで、日中の活動の場としての役割が大きいため、サービス提供事業所と連携しながら、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるようサービスの充実及び基盤の確保に努めます。

②自立訓練

■サービス内容

事業項目	事業内容
機能訓練	生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
生活訓練	生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

機能訓練は、これまで利用実績がなく、生活訓練は令和3年度、令和5年度に1人の利用がありました。

本計画期間においても見込み数は0人と設定します。

生活訓練については、令和5年度と同程度の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
機能訓練	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
生活訓練	実績	実利用者数 (実人/月)	1	0	1			
	計画値		2	2	2	1	1	1
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	22	0	10			
	計画値		53	53	53	10	10	10

■確保の方策

機能訓練については、これまで利用実績はありませんが、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

生活訓練については、関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方のニーズを踏まえた、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

③就労移行支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用又は在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

過去3年間、3人から5人で推移しており、利用日数も利用者数に合わせて増減しています。

これまでの利用状況を勘案し、令和5年度と同程度の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
就労移行支援	実績	実利用者数 (実人/月)	3	5	3			
	計画値		1	1	1	3	3	3
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	35	64	39			
	計画値		20	20	20	38	38	38

■確保の方策

支援を必要とする方の把握に努め、一般就労への移行促進を踏まえた適切なサービス提供基盤を確保します。

④就労継続支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
就労継続支援<A型>	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援<B型>	企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

A型、B型ともに利用者数、利用日数それぞれ増加傾向となっており、計画値も上回る推移となっています。

今後も利用者数、利用日数ともに増加を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
就労継続支援<A型>	実績	実利用者数 (実人/月)	12	15	18			
	計画値		11	13	14	22	25	30
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	224	283	279			
	計画値		206	224	244	324	350	398
就労継続支援<B型>	実績	実利用者数 (実人/月)	55	60	63			
	計画値		54	58	63	69	74	80
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	1,005	1,015	1,129			
	計画値		964	1,030	1,099	1,230	1,312	1,411

■確保の方策

サービス提供事業所や関係機関と連携しながら、支援を必要とする方の把握に努め、ニーズに合った適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

⑤就労定着支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業・自宅などへの訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第6期期間における利用は令和4年度の1人のみとなっていますが、今後の一般就労への移行促進により、本計画期間においては各年1人の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
就労定着支援	実績	実利用者数(実人/月)	0	1	0			
	計画値		1	1	2	1	1	1

■確保の方策

就労移行支援、就労継続支援のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する方の把握、適切なサービス利用につなげるとともに、提供基盤の確保に努めます。

⑥就労選択支援（新）

■サービス内容

事業項目	事業内容
就労選択支援（新）	就労を希望する障害者本人が、就労系障害福祉サービスの利用や一般就労を目指す際に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択を支援する事業です。令和7年10月から開始されます。

■利用状況・見込量の考え方

令和7年度からの新たなサービスです。就労支援に関するサービスの増減から利用者数を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第7期		
			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
就労選択支援	計画値	実利用者数 (実人/月)		8	11

■確保の方策

就労を希望する利用者が、本人の希望に添った選択ができるよう、関係機関やサービス提供事業所と連携を図り、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

⑦療養介護

■サービス内容

事業項目	事業内容
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

■利用状況・見込量の考え方

第6期期間は4人の利用でおおむね計画値どおりの推移となっています。

今後は、過去5年の平均変化率(1.05倍)を勘案し、5人の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
療養介護	実績	実利用者数 (実人/月)	4	4	4			
	計画値		3	3	4	5	5	5

■確保の方策

障害のある人の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする方が増える可能性もあるため、町内及び大崎圏域内の市町との広域的な調整を図り、ニーズに応じた供給体制の確保に努めます。

⑧短期入所

■サービス内容

事業項目	事業内容
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

福祉型の短期入所については、第6期計画期間中14人から15人の利用となっており、利用者数、利用日数ともに計画値を下回る推移となっています。

これまでの利用実績から、利用者数は15人、利用日数は1人当たり6日を見込みます。

なお、医療型短期入所については、これまで利用実績がなく、本計画期間においても見込み数は0人と設定します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
短期入所 (福祉型)	実績	実利用者数 (実人/月)	15	14	15			
	計画値		17	17	18	15	15	15
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	106	67	80			
	計画値		108	100	93	90	90	90
短期入所(福祉型)のうち 重度障害者の 人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0
短期入所 (医療型)	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
短期入所(医療型)のうち 重度障害者の 人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

■確保の方策

緊急時の対応や介護者が休養をとる際のレスパイト[※]としての機能も有しており、今後も必要と思われる量の確保に努め、サービス基盤の整備の促進を図ります。

※ レスパイト:「小休止」「息抜き」「休息」といった意味を表す言葉で、誰かをケアする立場である介護者や保護者が、一時的にケアから離れて休息を取ることです。

第3節 居住系サービス

①共同生活援助

■サービス内容

事業項目	事業内容
共同生活援助	就労し、又は就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害・精神障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第6期計画期間中には27人から40人の利用があり、令和4年度、令和5年度は計画値を下回る推移となっています。

これまでの利用実績や地域移行の促進を勘案し、本計画期間では増加を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
共同生活援助 (グループホーム)	実績	実利用者数 (実人/月)	40	27	29			
	計画値		26	29	33	33	36	40
共同生活援助のうち重度障害者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

■確保の方策

地域移行後の生活の場であると同時に、親亡き後の生活の場として、必要性が高まることも考えられるため、事業者などと連携を図り計画的な整備に努めます。

②施設入所支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第6期計画期間中は15人から16人の利用があり、計画値どおりの推移となっています。

今後も同程度の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
施設入所支援	実績	実利用者数 (実人/月)	16	16	15			
	計画値		16	16	15	16	16	15

■確保の方策

グループホームでの対応や、障害の特性により介護保険施設での対応が困難な方など、施設を必要とする人に対し適切なサービスが提供されるよう、サービス提供事業所と連携を図り計画的な整備に努めます。

入所者の高齢化や意向に配慮しつつ、計画期間の目標を視野に入れながら、地域への移行などを支援します。

③自立生活援助

■サービス内容

事業項目	事業内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

これまで利用実績がなく、本計画期間においても見込み数は0人と設定します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
自立生活援助	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
自立生活援助のうち精神障害者の人数	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値					0	0	0

■確保の方策

関係機関やサービス提供事業所との情報共有などの連携を図り、支援を必要とする方の把握に努め、適切なサービス提供基盤の確保に努めます。

第4節 相談支援

①計画相談支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者・児及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

利用者は増加しており、本計画期間においても利用の増加を見込みます。

■計画期間の見込量

	実績	単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
計画相談支援	実績	実利用者数 (実人/月)	18	20	23			
	計画値		20	20	21	25	26	27

■確保の方策

サービスを必要とする方のニーズに対応するため、引き続きサービス提供事業所や関係機関と連携し、提供体制の整備を図り、相談支援の充実・強化を推進します。

②地域移行支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
地域移行支援	障害者支援施設などに入所している方又は精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第6期計画期間中は利用実績がなく、本計画期間においても見込み数は0人と設定します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
地域移行支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	1	0	0	0

■確保の方策

円滑な地域生活移行を支援するため、支援を必要とする人の把握に努めるとともに、圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

③地域定着支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第6期計画期間中は利用実績がなく、本計画期間においても見込み数は0人と設定します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
地域定着支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	1	0	0	0

■確保の方策

安心して地域生活を送るため、支援を必要とする人の把握に努めるとともに、圏域市町と連携し、実施できる体制の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の推進

第1節 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者などに対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

■実施状況・見込量の考え方

障害についての理解を深めるための町民向け講座「障がい者理解啓発講座」を開催しています。本計画期間においては令和5年度と同程度の開催を見込みます。

■計画期間の見込量

	単位	第6期			第7期		
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
理解促進研修・啓発事業	実績	2	2	3			
	計画値	5	5	5	3	3	3

②自発的活動支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域などからなる団体が、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）に対して支援します。

■実施状況・見込量の考え方

現在、本町での実施はありませんが、支援を必要とする人の把握に努め、必要なときに実施できるよう支援体制について検討します。

③相談支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
相談支援事業	障害者が抱える生活の課題やその解決に向けて、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）・社会資源を活用するための支援・社会生活能力を高めるための支援・ピアカウンセリング・権利擁護のために必要な援助・専門機関の紹介などを行います。

■実施状況・見込量の考え方

町内の事業所2か所において相談支援事業を実施しています。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
相談支援事業	実績	実施箇所	1	2	2			
	計画値		1	1	2	2	2	2
基幹相談支援センター等強化事業	実績	実施箇所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■確保の方策

事業所に働きかけ、委託する事業所の確保に努めます。

また、令和5年度より実施している重層的支援体制整備事業のメニューの一つでもあり、アウトリーチなどを通じた継続的支援や社会参加への支援が必要と想定されるケースなどの際、相談支援事業から多機関協働事業につなぐ体制整備を図ります。

④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効な知的障害者又は精神障害者に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図る事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見支援事業は、平成25年度に創設された事業で、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

■実施状況・見込量の考え方

成年後見制度利用支援事業については、第6期計画期間中、1件から2件の利用があり、本計画期間においては、各年2件の利用を見込みます。

また、成年後見制度法人後見支援事業については、これまで利用実績はありませんが、事業の周知や体制の確保により各年1件の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
成年後見制度 利用支援事業	実績	実施件数	1	1	2			
	計画値		2	1	1	2	2	2
成年後見制度 法人後見支援 事業	実績	実施件数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	1	1	1

■確保の方策

成年後見制度の周知に努めるとともに、利用が必要な人への制度利用を促進するため、関係者などにも当該事業の周知を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、現時点での事業実績はありませんが、関係団体などとの連携・協力により、成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

⑤意思疎通支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者などが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業です。

■実施状況・見込量の考え方

手話通訳者派遣事業については、令和5年度の実績見込みが1人となっており、本計画期間においても同程度の利用を見込みます。

要約筆記^{*}者派遣事業については、これまでの利用実績がなく、本計画期間においても0人で見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
手話通訳者派遣事業	実績	実利用者数	2	2	1			
	計画値		2	2	2	1	1	1
	実績	延べ件数(件/年)	16	17	6			
	計画値		12	12	12	5	4	4
要約筆記者派遣事業	実績	実利用者数	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ件数(件/年)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

■確保の方策

宮城県聴覚障害者協会に委託して実施していますが、講習会の実施やボランティア団体との連携などにより、担い手の確保を図り、利用ニーズに応じた提供体制の充実に努めます。

^{*} 要約筆記：会議や講演会などで話されている内容（音声）を、その場で要点をまとめ、文字にして伝える通訳です。

⑥日常生活用具給付等事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害のある方などに特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具など自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与します。

■実施状況・見込量の考え方

排せつ管理支援用具の利用が増加しており、本計画期間においても増加を見込みます。また、そのほかの用具の利用についても、これまでの利用実績を踏まえ、本計画期間の利用を見込んでいます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
介護・訓練支援用具	実績	件数	1	4	1			
	計画値		0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	実績	件数	4	2	1			
	計画値		1	1	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	実績	件数	1	0	1			
	計画値		1	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	実績	件数	0	1	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	実績	件数	455	513	536			
	計画値		430	428	426	559	583	607
住宅改修	実績	件数	2	2	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■確保の方策

相談支援事業や広報紙などを通じて事業の周知を図り、利用希望者一人ひとりのニーズに合わせた適切な用具の給付に努めます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者などとの交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を実施します。

■実施状況・見込量の考え方

大崎圏域で共同実施しており、今後共催に向けて検討します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
手話奉仕員 養成研修事業	実績	修了者数	0	0	0			
	計画値		0	0	1	1	1	1

■確保の方策

大崎圏域での共同実施に共催するよう努め、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

⑧移動支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行う事業です。

■実施状況・見込量の考え方

現在、2か所で実施しており、1人から2人の利用があります。本計画期間においても令和5年度と同程度の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
移動支援事業	実績	実施箇所	2	2	2			
	計画値		3	4	6	2	2	2
	実績	実人数	2	1	2			
	計画値		3	3	3	2	2	2
	実績	時間	2	3	13			
	計画値		31	32	33	14	14	14

■確保の方策

障害の特性やニーズの拡大、地域移行に対応していく上で、供給体制が不安定にならないよう、実施するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業の周知と利用促進を図ります。

⑨地域活動支援センター事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
地域活動支援センター事業	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを展開する事業です。

■実施状況・見込量の考え方

町社会福祉協議会に委託して実施しています。基礎的事業については、創作的活動又は生産活動の機会（グループワーク活動も含む）の提供、社会との交流促進などを行っています。

基礎的事業については、本計画期間においても、これまでと同程度の利用を見込みます。また、機能強化事業については、重層的支援体制整備事業のメニューの一つでもあり、本計画期間中においても現在の体制を維持します。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基礎的事業	実績	実施箇所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
	実績	実人数	11	11	12			
	計画値		11	12	13	12	12	12
機能強化事業 (Ⅲ型)	実績	実施箇所	1	1	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■確保の方策

引き続き社会福祉協議会に委託して実施し、事業の周知と利用促進を図ります。

また、機能強化事業（Ⅲ型）については、重層的支援体制整備事業のメニューの一つでもあることから、包括的な相談対応や交流機会、居場所づくりに努めます。

第2節 任意事業

①日中一時支援事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
日中一時支援事業	日中において看護する者がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者について、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを支援するとともに、家族などの就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施する事業です。

■実施状況・見込量の考え方

町内外の施設に委託して実施しています。

利用は減少傾向となっておりますが、本計画においても同程度で見込んでいます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
日中一時支援事業	実績	実人数	8	6	4			
	計画値		13	13	13	4	4	4
	実績	延べ日数	377	211	192			
	計画値		715	715	715	190	190	190

■確保の方策

支援を必要とする人が利用できるよう、ニーズの把握に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供する事業です。

■実施状況・見込量の考え方

第6期計画期間中は3人から4人の利用となっています。本計画期間においては令和5年度と同程度の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
訪問入浴サービス	実績	実人数	4	4	3			
	計画値		3	2	4	3	3	3
	実績	延べ日数	422	313	276			
	計画値		342	382	427	300	300	300

■確保の方策

引き続き、ニーズに対する供給体制の確保を図ります。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

■サービス内容

事業項目	事業内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者が就労などに伴い、自動車運転免許又は自動車を取得する場合に、運転免許の取得や自動車の改造に要する経費を助成します。

■実施状況・見込量の考え方

第6期計画期間中に1件から2件、自動車運転免許取得の利用がありました。

今後については、自動車運転免許取得、改造助成ともに1件の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第6期			第7期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
自動車運転免許取得	実績	利用件数	1	2	1			
	計画値		1	1	1	1	1	1
改造助成事業	実績	利用件数	0	0	0			
	計画値		1	1	1	1	1	1

■確保の方策

障害のある人の社会参加を支援するため、制度の周知と利用促進を図ります。

第4部 障害児福祉計画

第1章 障害児福祉計画について

第1節 障害児福祉計画について

市町村障害児福祉計画では、障害児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込量を確保するための方策を定めます。

第3期障害児福祉計画では、第2期（令和3年度から令和5年度）に係る各年度のサービス見込量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの見込量などの計画を定めます。

第2節 障害児福祉サービスの基本方針

本町における障害児福祉サービスの基本方針を次のとおり掲げます。

- 障害児本人の最善の利益を考慮し、障害児の健やかな育ちを支援します。
- 障害の可能性を把握した段階から、障害児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障害児に対しても円滑な支援を行う体制を確保します。
- 障害児のライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障害のある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン[※]）を高め、障害児支援を通して共生社会を形成します。

※ インクルージョン：本来「包含、包み込むこと」を意味し、障害があっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいいます。

第2章 前計画における成果目標の達成状況

第1節 障害児支援の提供体制の整備等

I市4町で構成する大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある児童を支援する療育拠点として、障害のある児童やその家族への相談など、センターを中心に支援ネットワークを構築しています。

また、児童発達支援センター※については、令和4年度から石巻市の児童発達支援センターの利用が可能となっており、今後も受け皿の確保に努めます。

「医療的ケア児等に関するコーディネーター」については、現在1人配置できておりますが、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」の設置については、実施に向けて検討を進める必要があります。

■達成状況

項目	目標値	実績値
児童発達支援センターの数	2か所	2か所
保育所等訪問支援の利用体制	3か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	0か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数	1人	1人

※ 児童発達支援センター：地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

第3章 本計画における成果目標

第1節 障害児支援の提供体制の充実

(1) 児童発達支援センターの設置

大崎地域広域行政事務組合が運営する「大崎広域ほなみ園」を障害のある子どもを支援する療育拠点としています。

今後、児童発達支援センターや保育所等訪問支援などを活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に努めます。

また、重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保や医療的ケア児への支援体制の構築を図ります。

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■涌谷町の目標設定

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	2か所	現在、2か所確保済みのため、継続する
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	現在、大崎広域ほなみ園で確保済みのため、継続する
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	令和8年度末までに町内又は圏域内に1か所設置を目指す
医療的ケア児に対する協議の場の設置	1か所	令和8年度末までに町内又は圏域内に1か所設置を目指す
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み数	1人	国の指針を踏まえ設定

項目	整備時期	考え方
医療的ケア児を支援する体制構築	令和8年度	令和8年度末までに町内又は圏域内において協議の場の整備に努める
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	令和8年度	令和8年度末までに町内又は圏域内において体制を確保する

第4章 障害児支援の量の見込みと確保の方策

第1節 障害児通所支援

①児童発達支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
児童発達支援	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第2期計画期間中では、4人から5人で推移しています。

これまでの利用の推移から、利用人数の増加を見込みますが、利用日数は過去5年の平均変化率（0.88倍）を勘案し、1人当たりの利用日数を4日～7日程度で見込みます。

なお、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、これまで利用実績がなく、本計画期間においても利用は0人で見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	4	5	4			
	計画値		4	5	6	5	6	7
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	45	49	32			
	計画値		42	47	52	36	37	38
医療型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	0	0	0	0

■確保の方策

障害児や発達障害、発達の遅れが気になる子どもの増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での支援できるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤の整備に努めます。

②放課後等デイサービス

■サービス内容

事業項目	事業内容
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進する事業です。

■利用状況・見込量の考え方

これまで利用人数は増加しており、本計画期間においても増加を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
放課後等 デイサービス	実績	実利用者数 (実人/月)	8	10	15			
	計画値		5	6	7	18	21	24
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	108	127	201			
	計画値		60	72	84	255	313	377

■確保の方策

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、サービス提供事業所と連携を図り放課後の居場所づくりを推進し、支援を必要とする人に提供できるよう、サービス基盤の整備、確保に努めます。

③保育所等訪問支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士などが訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

■利用状況・見込量の考え方

第2期計画期間中は利用実績がありませんでしたが、本計画期間においては令和8年度に1人の利用を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
保育所等 訪問支援	実績	実利用者数 (実人/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	1	0	0	1
	実績	延べ利用日数 (人日分/月)	0	0	0			
	計画値		0	0	1	0	0	1

■確保の方策

子育ての支援は障害の有無にかかわらず重要課題として挙げられ、特に障害のある子どもを、地域で安心して育てられる環境づくりが必要となります。そのため、適正な運用が図られるよう、関係機関及び広域圏のサービス提供事業所と連携を図りながら、必要な利用者に提供できるよう、サービス基盤の整備、確保に努めます。

第2節 障害児相談支援

■サービス内容

事業項目	事業内容
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、計画の見直しを行います。

■利用状況・見込量の考え方

利用者数は増加傾向にあり、本計画期間においても増加を見込みます。

■計画期間の見込量

		単位	第2期			第3期		
			令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)
障害児相談支援	実績	実利用者数 (実人/月)	1	2	6			
	計画値		2	2	2	8	10	12

■確保の方策

障害児の適正なサービス利用のための、障害児支援利用計画が作成されるよう、必要な相談員の確保に努めます。

第5部 計画の進行管理

第1章 計画進行管理

第1節 点検及び評価体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。(PDCAサイクルの実施)

計画の推進に当たっては、成果目標として設定した項目についての達成状況及びサービスの利用状況(活動指標)により点検・評価します。その結果に基づき、必要な対策を講じていくこととします。

①成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第7期障害福祉計画における成果目標の設定」、及び「第3期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

②活動指標

活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

第2章 計画の推進における連携

第1節 圏域での連携

県及び圏域内の市町村とも連携を図りながら、障害福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努め、安定した事業の提供を図ります。

第2節 関係機関・ボランティア団体等との連携

本計画の確実な推進を図るために、関係機関や社会福祉法人、町内外の様々な関係施設などが、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

計画の推進に当たっては、企業、NPO（民間非営利組織）やボランティアなどの組織・民間団体の協力関係や町民協働の要となる地域の関係者などと連携し、障害のある人に対する取組を支援し、計画の円滑な推進を図ります。

資料編

1 涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 涌谷町における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、涌谷町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 障害者福祉計画に関すること。
- (5) 障害者差別解消法に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、障害福祉に関する連携支援の体制の構築に関し必要な事項。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから涌谷町長（以下「町長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者及びその家族
- (2) 指定相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス提供事業者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 協議会には、運営会議及び事務局を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として年2回程度開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に第3条第2項に掲げる関係機関の実務担当者で構成する運営会議を設置する。

2 運営会議には、構成員としてその他必要な関係者を加えることができる。

3 運営会議は、個別事例の報告・検討、研修や全体会議の進め方の検討、行政情報の伝達等を行う。

4 運営会議は、必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所で構成する。

2 事務局会議は、協議会の事務局機能を行う。

3 事務局会議は、原則として毎月開催とする。

4 事務局会議には、構成員として必要な関係者を加えることができる

(専門部会)

第9条 協議会は、第2条に規定する所掌事務のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(個人情報)

第10条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉課及び町長が指定する相談支援事業所が共同で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は平成26年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日涌谷町訓令第5号)

2 涌谷町障害者自立支援協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、涌谷町障害者自立支援協議会設置要綱（平成28年4月涌谷町訓令第5号）第9条の規定に基づき、涌谷町障害者自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 拠点施設部会
- (2) 障害者プラン・福祉計画部会
- (3) 研修部会

(所掌事務)

第3条 専門部会の所掌事務は、次に掲げるとおりする。

- (1) 拠点施設部会
 - ア 涌谷町障害者地域生活支援拠点施設の運営に関する事項
 - イ 涌谷町障害者基幹相談支援センター等で対応する処遇困難事例の取り扱いに関する事項
- (2) 障害者プラン・福祉計画部会
 - ア 障害者プランに計上した事項の取り組み状況に関する事項
 - イ 障害福祉計画の目標に対する進捗状況の検証に関する事項
- (3) 研修部会 障害理解啓発に関する研修の実施に関する事項

(組織)

第4条 第2条各号に定める部会（以下「部会」という。）の委員は、全体会の委員及び運営会議の委員のうちから、全体会の会長が指名する。

(部会長)

第5条 部会に部会長を1人置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

(部会長)

第6条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、当該部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 部会長は、その代表する部会に属さない委員が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、涌谷町障害者自立支援協議会事務局において処理する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。

3 涌谷町障害者自立支援協議会 委員名簿

	協議会委員	運営委員①	運営委員②	計画策定部会
社会福祉法人共生の森 共生の森／結の郷わくや	鈴木 悠介	大友 翔	伊藤 将	菊地 香那美
社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会 ゆうらいふ	高橋 由典		武山 友香	高橋 由典
(株) まちの豆腐屋プロジェクト	森 新一	千坂 淑子		
社会福祉法人みんなの輪 わ・は・わ美里／るーぶ美里	吉城 麻衣子	菊地 ゆり	吉城 麻衣子	
一般社団法人ALC にじいろてらす	高橋 謙太	小堺 昭子		高橋 謙太
涌谷町町民医療福祉センター 福祉課包括支援班	瀬上 真樹	瀬上 真樹		瀬上 真樹
涌谷町町民医療福祉センター 涌谷町国保病院地域医療連携室	米倉 夏織			
医療社団法人緑静会 岡本病院	斎藤 博基			
一般社団法人パーソナルサポートセンター 宮城北部自立相談支援センター	安藤 貴志	安藤 貴志		
宮城県北部保健福祉事務所	伊藤 光也			伊藤 光也
放課後等デイサービスそよ風涌谷	堀谷 良悦	関根 正俊		
宮城県立古川支援学校	渋谷 美和			
涌谷町身体障害者福祉協会	川名 敏也			川名 敏也
手をつなぐ親の会	只野 順	佐々木 幸治		只野 順
涌谷町障害者支援協議会	大友 信一			大友 信一
共生の森保護者会	千葉 仁			千葉 仁
涌谷町民生委員児童委員協議会	大橋 和恵			
	菅原 貞司	菅原 貞司		
涌谷町障害者自立支援協議会事務局：涌谷町基幹相談支援センター、涌谷町福祉課福祉班				

4 涌谷町障害者自立支援協議会 協議経過

開催日	《 策定経過（実施内容）》
令和5年12月22日	第1回涌谷町障害者自立支援協議会 計画策定部会 ・策定スケジュールについて ・第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗報告について ・第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定の趣旨について ・アンケート調査結果について
令和6年 1月30日	第2回涌谷町障害者自立支援協議会 計画策定部会 ・第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について

涌谷町
第4期障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行／涌谷町 福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278

TEL (0229) 43-5111 (代)

FAX (0229) 43-5715

